

埋蔵文化財試掘調査報告 XIII

香川県内遺跡発掘調査

平成12年 3月

香川県教育委員会

例 言

1. 本書は香川県教育委員会が平成11年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成11年度の調査対象地は、国道438号建設予定地、県道建設・改良予定地のうち高松志度線、丸亀詫間豊浜線、中徳三谷高松線、高松長尾大内線、国事業予定地で、四国農業試験場内施設整備予定地、県事業で、たまも園増築事業予定地、中小河川赤山川改修事業予定地、中小河川本津川改修事業予定地、さらに、県営農業基盤整備事業のうち、県営ほ場整備事業で綾南南部地区、白鳥上地区、農地防災事業で北条池改修事業予定地である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課、文化財専門員 森格也、主任技師 塩崎誠司が担当した。
4. 本書の執筆は調査の分担に応じて以下のように行い、全体編集は塩崎が担当した。

第3章(1)(2)1.4、第5章(2)3 森

第1章、第2章、第3章(2)2.3、第4章、第5章(1)(2)1.2 塩崎

5. 本書の挿図の一部には建設省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、四国農業試験場、中国四国農政局香川農地防災事業所、香川県土木部道路建設課、河川砂防課、香川県長尾土木事務所、香川県高松土木事務所、香川県坂出土木事務所、香川県観音寺土木事務所、健康福祉部県立病院・施設管理課、香川県農林水産部土地改良課、香川県大川土地改良事務所、香川県綾歌土地改良事務所、白鳥町・綾南町の各教育委員会、その他地元関係各位及び(財)香川県埋蔵文化財調査センターの協力を得た。

目 次

第1章 平成11年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯	1
第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査	
(1) はじめに	6
(2) 調査の概要	
1 国道438号	6
第3章 県道建設予定地内の調査	
(1) はじめに	11
(2) 調査の概要	
1 高松志度線	11
2 丸亀詫間豊浜線	15
3 高松長尾大内線	18
4 中徳三谷高松線	22
第4章 国・県事業予定地内の調査	
(1) はじめに	26
(2) 調査の概要	
1 たまも園増築	26
2 四国農業試験場施設建設	29
3 赤山川改修	31
4 本津川改修	33
第5章 農業基盤整備事業予定地内の調査	
(1) はじめに	36
(2) 調査の概要	
1 県営ほ場整備事業（綾南南部地区）	36
2 県営ほ場整備事業（白鳥上地区）	41
3 北条池改修	44

第1章 平成11年度 香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るため、昭和58年度以来、過去14回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。（第2表参照）

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年度以降、県道建設事業や県営ほ場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に伴う適切な埋蔵文化財の保護に努めてきた。平成7年度には整備が急がれている四国横断自動車道（津田～引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広域な大型事業にも随時対応を図っている。さらに平成8年度には県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることを主眼におき、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を実施している。

平成11年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、国・県事業及び農業基盤整備事業等予定地を対象として事業を実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間の事業計画を照会し、回答のあった事業に対し、遺跡地図と照合した結果を第3表のとおり回答している。その後、回答結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に埋蔵文化財の保護に係る必要な協議資料を得てきたものである。

なお、事業実施機関は、香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の発掘調査体制は下記第1表のとおりである。

総括	香川県教育委員会文化行政課	課長	小原克己
		課長補佐	小国史郎
		副主幹	廣瀬常雄
総務	同	係長	中村禎伸
		主査	三宅陽子
		主査	松村崇史
埋蔵文化財	同	係長	西村尋文
		文化財専門員	森 格也
		主任技師	塩崎誠司

第1表 平成11年度発掘調査体制

実施年度	調査対象地	調査の方法	調査の目的	報告書の名称
昭和58年度	中讃4市9町	分布調査	遺跡台帳の整備	昭和58年度埋蔵文化財詳細分布調査概要
昭和61年度	A 国道32号綾南バイパス B 国道11号高松東バイパス C 国道11号坂出・丸亀バイパス D 国道319号普通寺バイパス E 四国横断自動車道（高松～普通寺間）の各建設予定地	分布調査 (A～E) 確認調査 (A・B・D)	国道バイパス、四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財の有無の確認	国道バイパス及び四国横断自動車道建設予定地内埋蔵文化財詳細分布・試掘調査概報
昭和62年度	国道11号高松東バイパス（高松市林町～六条町）建設予定地内	試掘調査	高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定	国道11号バイパス建設予定地内埋蔵文化財試掘調査報告
昭和63年度	A 国道11号高松東バイパス（高松市東山崎町・前田東町）建設予定地内 B 県道高松長尾大内線（高松市小村町）建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内（大川・鴨部・三野東部・豊中・高瀬）	分布調査 試掘調査	A 高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 遺跡台帳の整備	国道11号高松東バイパス建設及び県営ほ場整備に伴う埋蔵文化財試掘調査報告2
平成元年度	A 国道11号高松東道路（高松市前田西町の一部）建設予定地内 B 国道32号満濃バイパス（満濃町四条福家地区）建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内（高瀬・三野東部・香南・鴨部・大川）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告3 国道バイパス建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査
平成2年度	A 国道11号高松東道路（高松市前田西町の一部）建設予定地内 B 国道11号高松東道路（三木町～津田町）建設予定地内 C 国道32号満濃バイパス（満濃町羽間・吉野下・五条地区） D 県道山崎御蔵線建設予定地内 E 県営ほ場整備事業予定地内（高瀬・三野西部・大川・大内）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B～E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告4 国道バイパス・県道建設予定地内の調査
平成3年度	A 国道11号高松東道路（三木町～津田町）建設予定地内 B 県道高松長尾大内線（三木町～寒川町）建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内（高瀬・香南・田中・東田中・大川）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告5 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査
平成4年度	A 国道11号高松東道路（三木町）建設予定地内 B 県道高松志度線（高松市新田町～高松町）建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内（三野西部・三野東部・香南・大川・大内）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告6 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査
平成5年度	A 国道11号高松東道路（志度町）建設予定地内 B 国道438号（坂出市川津町）建設予定地内 C 県道高松志度線（高松市内・志度町）建設予定地内 D 県道高松長尾大内線（高松市東山崎町、十川東町・三木町）建設予定地内 E 高松土木事務所建設予定地内 F 県営ほ場整備事業予定地内（大林・香南・田中・大川・大内・白鳥）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B～F 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告7 国道バイパス・県道建設予定地・高松土木事務所建設予定地及び県営ほ場整備事業予定地内の調査
平成6年度	A 国道11号バイパス（高松東道路、坂出・丸亀バイパス建設予定地内） B 国道438号・国道193号建設予定地内 C 県道（三木国分寺線ほか5路線）建設予定地内 D 高松東ファクトリーパーク開発事業予定地内 E 宮川改修予定地内 F 県営農業基盤整備事業予定地内（白鳥・大川・三木北部・東田中・落合・綾歌）	分布調査 試掘調査	A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B～F 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告8 国道バイパス・県道建設予定地及び県営ほ場整備事業予定地内等の調査
平成7年度	A 四国横断自動車道（高松～高松間、津田～引田間）建設予定地内 B 国道11号高松東道路（志度町、津田町）国道438号線建設予定地内 C 県道（高松志度線ほか4路線）建設予定地内 D 高松東ファクトリーパーク開発事業予定地内 E 小規模河川西沙入川改修予定地内 F 高松港頭地区開発事業 G 県営農業基盤整備事業予定地内（香南・大内・田中・三木北部・三野川西・仲南）	分布調査 試掘調査	A 四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財有無の確認 B 国道バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 C～G 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告9 国道バイパス等事業予定地内の調査
平成8年度	A 国道32号線綾歌バイパス建設予定地内 B 国道438号線建設予定地内 C 県道事業（飯野宇多津線ほか6路線）予定地内 D 県事業（城山川改修ほか4事業）予定地内 E 県営農業基盤整備事業（大内天神地区ほか7地区）予定地内	分布調査 試掘調査	A～E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告10 香川県内遺跡発掘調査
平成9年度	A 国道事業（国道11号線ほか2路線）予定地内 B 県道事業（紫雲出山線ほか3路線）予定地内 C 国・県事業（普通寺公営住宅ほか7事業）予定地内 D 農業基盤整備事業等（白鳥成重地区ほか5地区）予定地内	分布調査 試掘調査	A～D 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告11 香川県内遺跡発掘調査
平成10年度	A 国道事業（国道438号線ほか2路線）予定地内 B 県道事業（紫雲出山線ほか6路線）予定地内 C 国・県事業（サンポート高松整備事業ほか4事業）予定地内 D 農業基盤整備事業等（綾上地区ほか1地区）予定地内	分布調査 試掘調査	A～D 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備	埋蔵文化財試掘調査報告12 香川県内遺跡発掘調査

第2表 遺跡詳細分布調査等の概要（各年度）

(回答様式)

区 分	埋蔵文化財包蔵状況及びその取り扱い要領
史 A	事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。ついては、事前にその取り扱いについて当課と協議願います。
A	事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前のできるだけ早い段階で当課と協議願います。
B	事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
C	事業予定地及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。
D	工事実施中に出土品の出土等により、新たに遺跡と認められるものを発見した場合には、文化財保護法第57条の6第1項の規定による遺跡発見の通知を事業地の市町教育委員会に提出するとともに、その取り扱いについて、当課と協議願います。

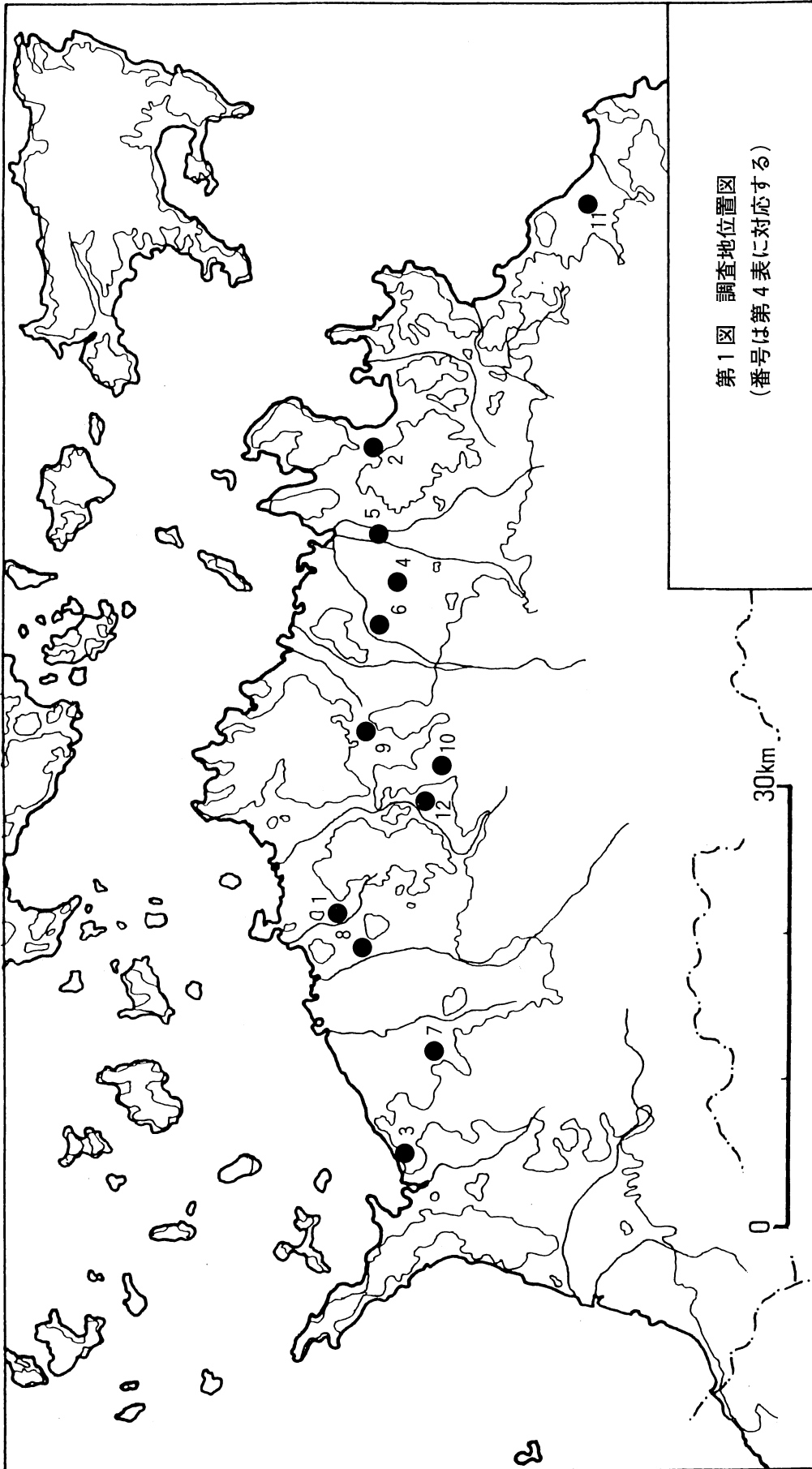
(遺跡地図との照合結果)

事業区分	史 A	A	B	C	D	合計
国事業関連	1	21	8	11	31	72
県道事業関連	4	12	31	40	142	229
その他県事業関連	7	11	33	44	239	334
農業基盤整備事業関連	0	10	24	48	90	172
合計事業数	12	54	96	143	502	807

第3表 平成11年度対象事業の取り扱い結果一覧

事業区分	事業名	番号	所在地	調査期間		面積 (㎡)	確認			内容
				調査	試掘調査		遺跡名	種別	時代	
A. 国道事業	438号線	1	坂出市川津町	5月14日	5月18～20日 10月8日	350	川津六反地遺跡 川津昭和遺跡	集落跡	縄文～ 中世	約3,000㎡記録保存予定
	高松志度線	2	志度町	5月6日	5月13～14日	92	花池尻北遺跡	集落跡	中世	約2,000㎡記録保存予定
	県道丸亀詫間豊浜線	3	三野町	5月27日 12月8日	6月2日 12月9～10日	180	-	-	-	事前の保護措置不要
B. 県道事業	県道中徳三谷高松線	4	高松市上林町	8月5日	9月29～30日 10月12日	250	上林遺跡	集落跡	弥生 中世	約9,000㎡記録保存予定
	県道高松長尾大内線	5	高松市東山崎町	-	10月6～9日 2月15～16日	420	-	-	-	事前の保護措置不要
C. 国・県事業	たまも園増築	6	高松市田村町	-	7月23日	100	-	-	-	事前の保護措置不要
	四国農業試験場	7	善通寺市仙遊町	9月20日	9月24日	50	旧練兵場遺跡	集落跡	弥生～ 中世	約500㎡盛土保存及び工 事立会”
	中小河川赤山川改修	8	丸亀市飯野町	9月21日	9月27日	80	-	-	-	事前の保護措置不要
	中小河川本津川改修	9	国分寺町	-	10月15日	100	-	-	-	事前の保護措置不要
D. 農業基盤整備事業関連	県営ほ場整備 (綾南南部地区)	10	綾南町	5月27日	8月10～11日 12月4～5日	300	向原遺跡 深池窯跡	-	弥生～ 中世	約1,000㎡盛土保存 (向 原遺跡) 記録保存 (深池 窯跡)
	県営ほ場整備 (白鳥上地区)	11	白鳥町	8月12日	9月17日	150	藪西遺跡	集落跡	中世	約2,000㎡盛土保存予定
	北条池改修	12	綾南町	-	11月9～10日	240	北条池北西底遺跡	生産遺跡	古代～ 中世	約2,000㎡現状保存

第4表 香川県内遺跡発掘調査総括表



第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス等建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と建設省香川工事事務所及び県土木部道路建設課との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。中讃地域の主要幹線道路として、整備が進む国道32号線（綾歌綾南バイパス）については建設省と随時調整が進められ、綾南町区間で今年度試掘調査を実施しているが、新たな埋蔵文化財包蔵地は確認されていない。また、一般国道改良事業では県道路建設課との協議に基づき国道438号（坂出市川津町区間）で昨年度に引続いて試掘調査を実施している。

(2) 調査の概要

1. 国道438号

(経緯と位置)

調査対象地は坂出市川津町に位置する。同路線と埋蔵文化財の保護については、近隣の四国横断自動車道建設に伴い大規模に調査された成果に基づき、事業主体である県坂出土木事務所と随時協議を行い、適切な措置を図ってきた。これまで試掘調査等によって確認された遺跡では「川津川西遺跡」「川津井手の上遺跡」「川津六反地遺跡」等があり、大東川や城山川等の比較的大きな河川の影響を受けない場所では弥生時代以降連綿と安定した土地利用がなされていたことが判明している。今回の調査地は、昨年度試掘調査を実施した北側（坂出市川津町六反地～昭和）とさらに北の坂出市川津町中原の2地点で、坂出土木事務所からこの範囲の用地買収が進展した旨連絡を受けた県教委では早急に分布調査を実施し、近隣の遺跡検出状況から考えて、事前の試掘調査が必要と判断したものである。

(調査結果とまとめ)

調査は第4図及び第5図のとおり、計16個所にトレンチを設定して実施している。2地点ともに大東川東側の平野部で、南には川津六反地遺跡、西には下川津遺跡、川津下樋遺跡等の弥生時代から中世



第2図 調査位置図（「丸亀」）

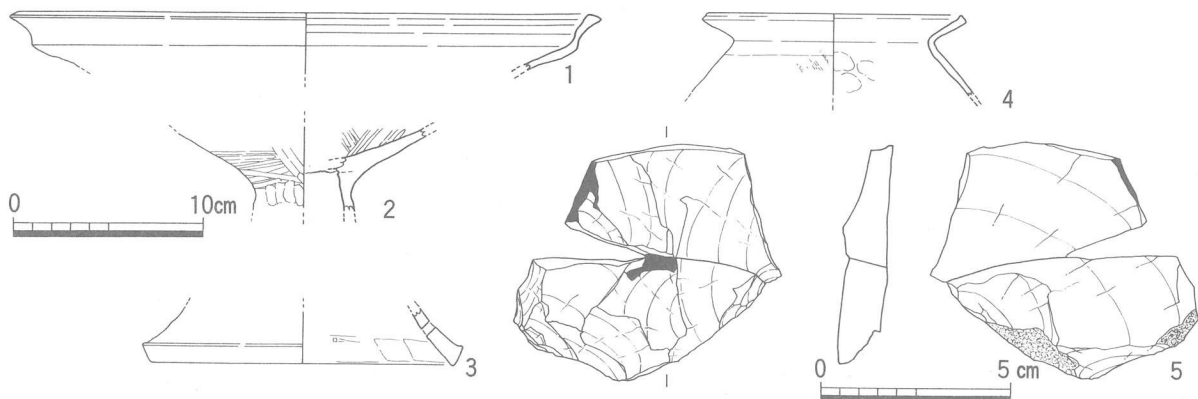


写真1 調査前風景

に至る遺跡が点在し、条里地割も広範囲に残る地域である。調査は標記路線が現存条里地割の坪境線に一致することから、調査対象地の制約にもよるが極力これと直交もしくは、坪境の交差点付近を中心にトレンチを設定して実施している。各トレンチの概要は第5表のとおりである。1～5トレンチについては川津六反地から継続する弥生時代の遺構・遺物を検出している。出土遺物は第3図のとおりで、概ね弥生時代後期前葉と推定される。また、4トレンチから出土したサヌカイト剥片は、弥生時代の包含層下の黄灰褐色シルト層からの出土で、その形態及び風化の進行度合から縄文時代以前のもとは判断でき、金山産ではなく、国分台産の石材を使用している可能性も高いことから、坂出平野部における貴重な資料となるものである。また、7トレンチでは坪境線に沿う中世期の溝及び弥生時代の遺構を同一面で検出している。弥生時代の遺構については、北側の隣接地で平成9年度に実施された立会調査時にも遺跡が確認されていることから同時代の遺構が検出されなくなる8トレンチまでの間に遺跡が広がる可能性が高いと判断された。

一方、12～16トレンチでは、大半のトレンチで、弥生・中世の比較的安定した層の堆積がみられるが出土した遺物は僅かでありいずれも摩滅が著しい。また13トレンチで検出された弥生期と推定される土坑についても、出土遺物は無く、その検出状況から考えても遺構が広範囲に広がることは考えられない。

以上の結果から、第4図のとおり1～5トレンチの範囲については「川津六反地（かわつろくたんち）遺跡」が、また7トレンチ付近については「川津昭和（かわつしょうわ）遺跡」が広がるものと判断され、標記事業実施前に文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要と判断される。



第3図 出土遺物実測図（1～4…1トレンチ出土，5…9トレンチ出土）

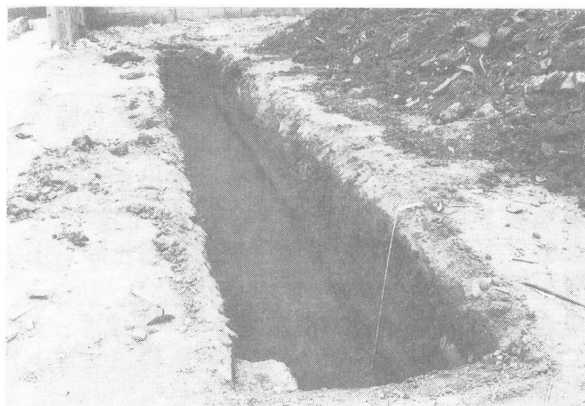


写真2 1トレンチ全景



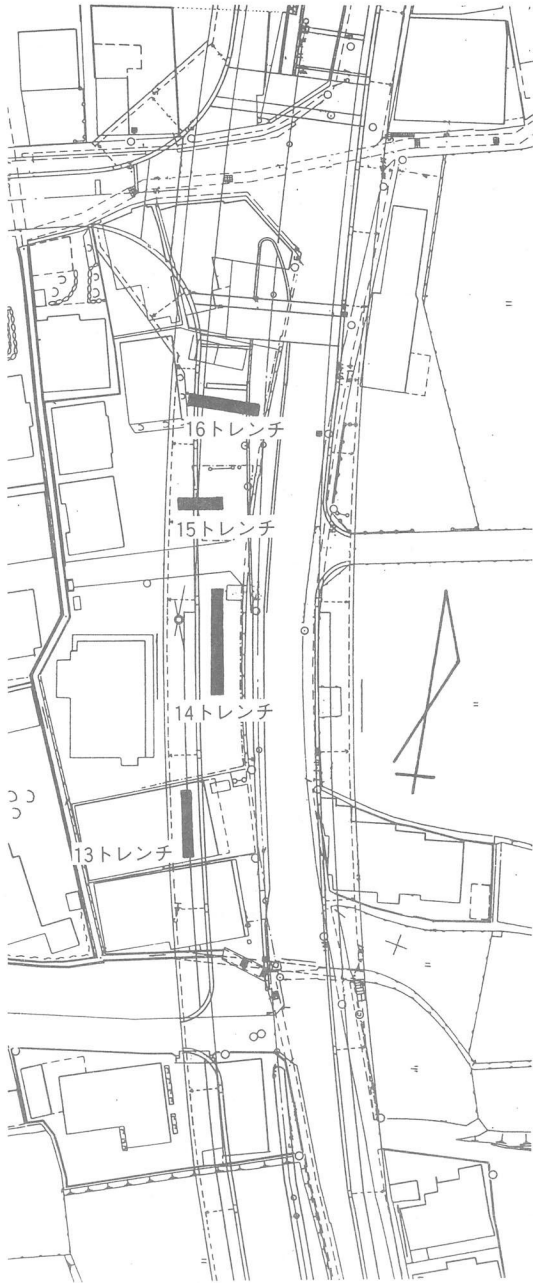
写真3 1トレンチ断面

番号	規模	遺構	遺物	特記事項
1	1.2×9.3	柱穴跡溝	弥生土器片	現地表下約90cm～1mに遺構面があり、土層はほぼ水平堆積である。遺構面上層には弥生時代後期前半の土器を包含する暗灰褐色シルト層が堆積する。
2	1.2×4.3	なし	弥生土器細片 サヌカイト	1トレンチとほぼ同様の堆積状況で、遺物包含層から弥生土器片が少量出土している。
3	1.2×3.1	なし	弥生土器細片	現存条里地割における坪境付近に設定したトレンチであるが、それに伴う遺構等は検出されなかった。
4	1.2×5.3	なし	サヌカイト (板状剥片)	現地表下約1.2m下の弥生土器細片を僅かに含む包含層の下層から、サヌカイト片が集中する個所を検出している。接合可能な資料が多く含まれることが推定され、風化が著しいもののその形態から縄文期のものと推定される。
5	1.2×9.3	溝	弥生土器細片	1～4トレンチとほぼ同様の堆積状況で、遺構面は現地表下約1.1mである。遺構は弥生期のもであると推定される。
6	1.2×7.8	なし	なし	弥生期とみられる堆積層（暗灰褐色シルト層は、1～5トレンチよりも薄く遺物も含まれない。
7	1.2×13.2	溝土坑	土器細片	遺構面は現地表下約1mに所在し、埋土の色調から溝は中世、土坑は弥生期のものと推定される。溝については、坪境の方向と合致するものである。
8	1.2×10.0	なし	中世土器少量	現地表下約50cmに堆積している灰褐色シルト層から中世期の土器片が少量出土するものの、遺構は検出できなかった。
9	1.2×5.6	なし	サヌカイト片 2点	弥生期の堆積層下から2点のサヌカイト片が出土し、接合可能であったが、検出状態から同様の遺物が広範囲に広がる可能性は低いと思われる。
10	1.2×8.5	旧流路	なし	現地表下約1mから幅3m、深さ約70cmの流路跡を検出した。遺物は含まれないため時期は不明。
11	1.2×8.2	なし	なし	10トレンチの堆積状況と同様であるが、遺構・遺物とも検出されない。
12	1.2×5.6	なし	中世土器細片	11トレンチの堆積状況と同様。
13	1.2×11.3	土坑1	弥生土器片 少量	現地表下約70cmで、弥生土器細片を含む暗灰褐色シルト層が堆積する。遺構は弥生期のものであろうが、その他の遺構は検出されない。
14	1.2×15.7	なし	中世土器片 少量	現地表下約1.5mまで攪乱盛土層。旧耕作土直下で中世土器片を少量含む灰茶褐色砂質土層が堆積するが遺構は検出されない。
15	1.9×5.6	なし	弥生土器細片 少量	現地表下約1.6mまで攪乱盛土層。約2.2m下で弥生土器細片を僅かに含む暗灰褐色シルト層が堆積するが、遺構は検出されない。
16	1.5×8.3	なし	弥生土器細片 少量	現地表下約1.2mまで攪乱盛土層。約1.6m下で弥生土器細片を僅かに含む暗灰褐色シルト層が堆積するが遺構は検出されない。

第5表 各トレンチの概要



第4図 トレンチ配置図(1) S=1/1,000



第5図 トレンチ配置図(2) S=1/1,000

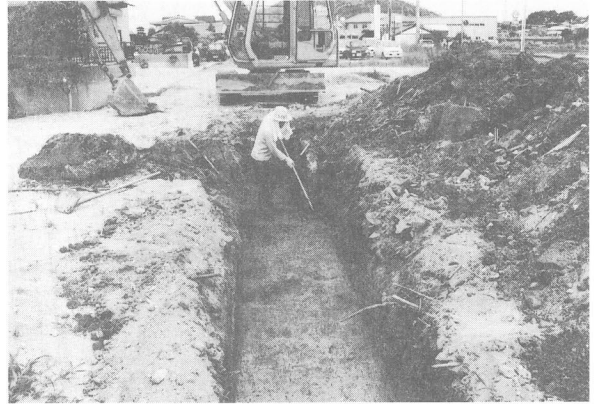


写真5 7トレンチ調査風景

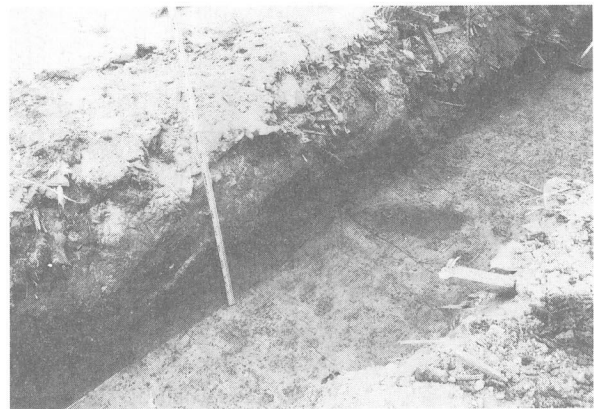


写真6 7トレンチ(遺構検出状況)

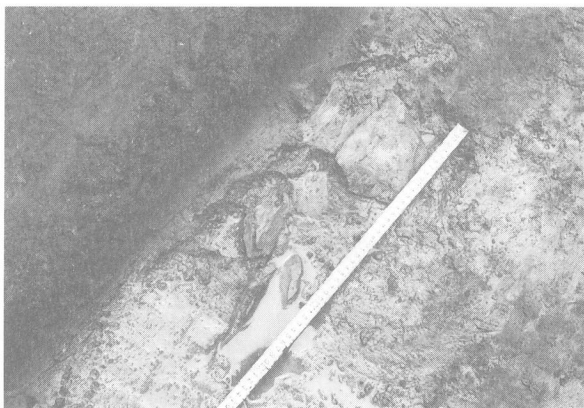


写真4 4トレンチ(サヌカイト片出土状況)



写真7 14トレンチ全景

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教育委員会では昭和63年度より、大規模なバイパス建設予定地内を中心に県道予定地の試掘調査を適宜、国庫補助事業に含めて実施してきた。平成7年度以降は、県道拡幅などの改良工事等の事業も調査対象に含め事業を行っている。毎年3月に関係各課に対して行う向こう3カ年の事業計画の内容と遺跡地図との照合によって保護措置の必要の有無を判断するが、県道の場合は管轄の6ヶ所の土木事務所との協議によって埋蔵文化財の保護措置を図っている。今年度、協議によって試掘調査を行うことになったのは以下の4路線である。

(2) 調査の概要

1. 高松志度線

(経緯と位置)

調査対象地は大川郡志度町志度字花池尻で平成6・7年度に(財)香川県埋蔵文化財調査センターが発掘調査を実施した八丁池遺跡の東方約460メートルの所に位置する。

同路線については、県道太田上町志度線との交点から西側部分については事業は修了した。しかし東側部分については平成10年度から新規に900m延長する計画があがり、埋蔵文化財の取り扱いについて香川県長尾土木事務所と協議を行い、新規のバイパス工事で面積も広いことから路線予定地内の埋蔵文化財の有無を確かめるための試掘調査を行うことで合意した。

しかし平成10年度には用地買収等の事前整備が整わず、試掘調査が出来なかった。

ところが平成10年度末になり、まとまった部



第6図 調査位置図(「志度」)

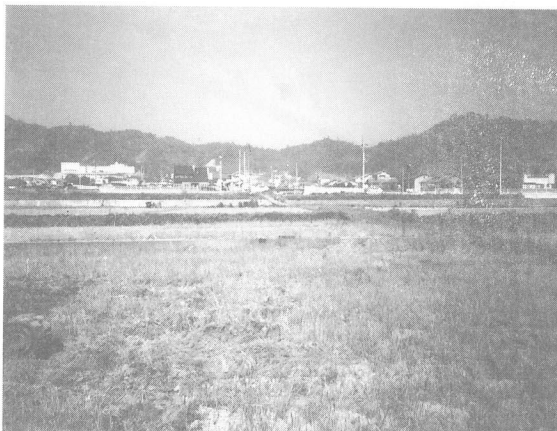


写真8 調査地(東から)

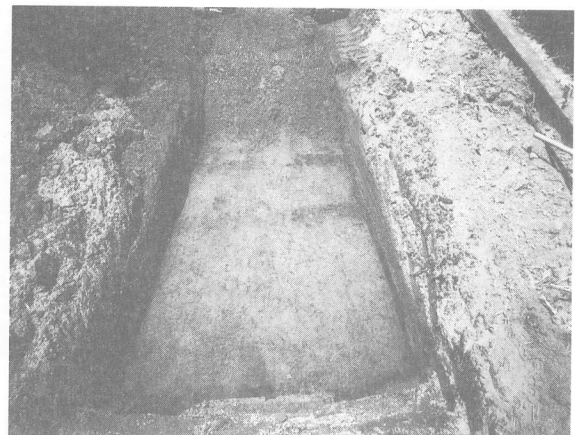


写真9 2トレンチ遺構検出状況

分で用地買収が終了したとの連絡が長尾土木事務所から入り再び協議した結果、平成11年度当初に県道太田上町志度線の交点から東へ200mまでの部分と、志度南公民館から西へ80mの部分の2箇所について試掘調査を実施することとなった。試掘調査は5月13日・14日の2日間で実施した。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	4×2	なし	陶磁器	耕作土直下から自然流路および低地帯の埋土となる。
2	4×2	溝	黒色土器・土師器	耕作土下30cmで水田土壌に類似した黒褐色粘質土を検出する。自然流路も検出。
3	6×2	柱穴	なし	耕作土直下で茶褐色粘質土の遺構面に至る。この遺構面下30cm弱で2トレンチで検出した水田土壌に類似した黒褐色粘質土を検出した。遺構面は2面である。
4	2×2	なし	なし	耕作土直下で灰色砂層となり、自然流路および低地帯の一部。
5	10×2	柱穴 土坑 溝	土師器	耕作土下15～20cmで暗黄褐色粘土の地山面に至り、この面に遺構が掘り込まれている。
6	2×2	柱穴 溝	土師器	耕作土直下黄褐色粘土の地山に至り、この面に遺構が掘り込まれている。
7	10×2	柱穴 溝?	なし	耕作土下25cmほどで暗黄褐色砂混じり粘質土の遺構面に至る。自然河川および低地帯の埋没土に遺構が掘り込まれている。
8	3×2	なし	なし	耕作土直下から褐色～灰色系の砂層と粘質土の互層となる。
9	5×2	なし	なし	表土直下から削平された黄褐色粘土の地山面となる。

第6表 各トレンチの概要

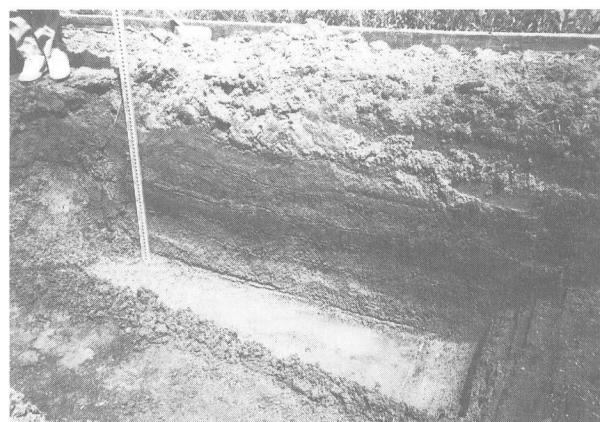


写真10 2トレンチ断面

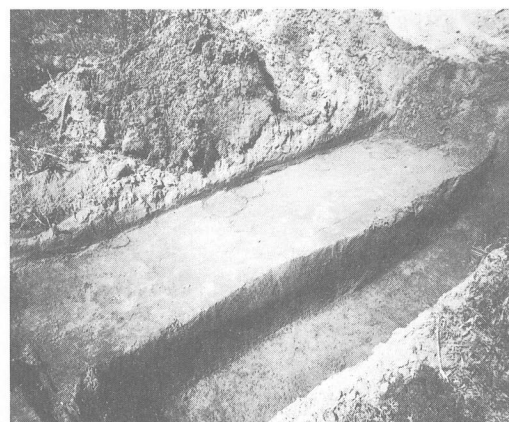
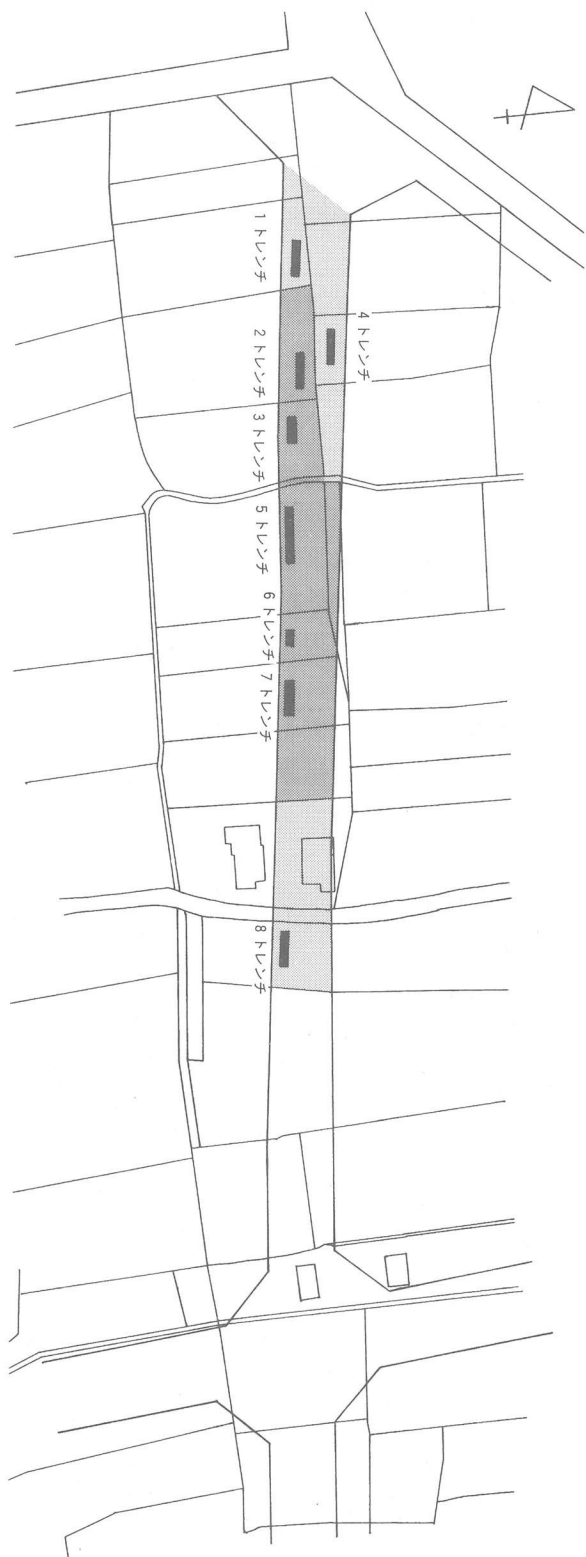


写真11 3トレンチ上面遺構と断面



- : 保護措置必要
- : 保護措置不要
- : 今後の協議範囲

第7図 トレンチ配置図

(調査結果及びまとめ)

今回の協議範囲は、路線予定地の両端部分である。試掘調査の結果、5トレンチを中心に3～7トレンチ部分で中世と考えられる遺構を検出した。

1・4トレンチではいずれも自然河川および低地部分を検出した。

2トレンチも基本的には1・4トレンチと同様であるが、水田土壤に類似した黒褐色粘質土層を検出した。黒褐色粘質土の上には洪水砂と考えられる明灰色砂層が堆積していた。さらにこの黒褐色粘質土は3トレンチでも検出されたが、3トレンチではこれらが埋没した後の遺構が認められた。

5・6トレンチでは安定した黄褐色系粘土の地山を検出し、この面で遺構を検出している。検出した遺構は柱穴が中心なので遺物は稀少で、遺物包含層も基本的にはない。

7～8トレンチでは再び自然河川および低地部分を検出したが、7トレンチでは埋土上に遺構を検出している。

9トレンチは丘陵部分で、すでにその上部は削平を受けており遺構・遺物は認められなかった。以上のことから5・6トレンチ部分を中心に安定した微高地部分が広がり、この部分に概ね中世の遺構が展開していることが判明した。微高地の東西部分は自然河川および低地帯となっており、この自然河川は180mほど南で志度町教育委員会が平成8年度に発掘調査を行った花池尻遺跡の、牛の足跡を検出した自然河川の続きか支流と考えられる。その埋土を利用して水田を造っている可能性が高い。さらに微高地に近い部分では埋没土上面に遺構が認められた。

これらのことから、2トレンチから7トレンチ部分にかけては「花池尻北遺跡（はないけじりきたいせき）」として事業の実施に先立ち、文化財保護法に基づく保護措置が必要である。また、8トレンチと9トレンチの間の部分では、用地買収の進捗を待って、今後試掘調査を行うことが必要である。



写真12 5トレンチ遺構検出状況



写真13 5トレンチ遺構検出状況



写真14 6トレンチ遺構検出状況



写真15 7トレンチ遺構検出状況

2. 県道丸亀詫間豊浜線（三野工区）

（経緯と位置）

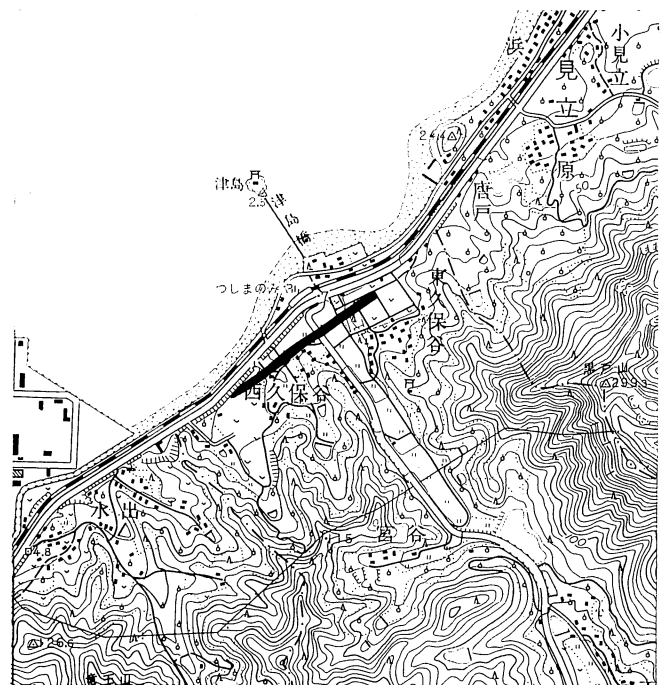
調査対象地は三豊郡三野町大字大見字東久保谷～西久保谷に位置する。同路線については、事業主体である観音寺土木事務所と平成6年度から適宜協議を実施し、平成7年度には事業実施前に遺跡の有無確認が必要な範囲を図示している。その後、用地買収等の事前整備が整わなかったが、昨年度に入って観音寺事務所から部分的に用地買収が進んだ旨連絡を受けた県教委では、試掘調査を実施し、一部で埋蔵文化財包蔵地（西久保谷遺跡）を確認している。今年度は、昨年度用地買収が進まなかった部分について、観音寺土木事務所と協議を実施し、昨年度の調査成果を考慮した上で買収の終了した範囲から2回に分けて試掘調査を実施している。

（調査の結果及びまとめ）

調査地は天霧山塊と貴峰山に端を発する谷地形が海に向けて広がる緩斜面地が中心で、現在では昭和58年に実施された農業基盤整備事業により平坦地化が進んでいるものの、それ以前は細長く狭い田が幾重にも棚状に広がる景観を呈していた。前述の基盤整備事業に伴い谷西半部は多量の土器片が出土したことから、調査地を含めて「西久保谷遺跡」として遺跡台帳に登録されているが、当時の記録は皆無でその実態は不明な点が多い。

調査は第9図のとおり計11個所にトレンチを設定して実施した。各トレンチの概要は第7表のとおりで調査面積は合計で約180㎡である。谷西側の低丘陵上で設定した1～3トレンチでは、周辺の遺跡の分布状況から、古墳もしくは墳墓等の所在が予想されたが、いずれも表土直下で地山層が検出され、遺構・遺物は検出されなかった。一方、昨年度の試掘調査で確認された西久保谷遺跡の東側一帯で設定した4～10トレンチでは一部で弥生時代の遺物及び中世土器片を僅かに含む遺構を検出している。遺構・遺物が検出されたトレンチではいずれもトレンチを拡張して調査を実施しているが、その他の遺構・遺物は全く検出されず、その他のトレンチの状況から考えても事業予定地内に遺跡が広範囲に残存することは考えられなかった。このことは、土層の堆積状況等から考えて、当該期の遺構・遺物が単体もしくは局所的なありかたを示すものではなく、広範囲に残存していた当該期の遺跡が以前の基盤整備事業により破壊されていたことを示すものである。

以上の結果から、今回の調査対象地内については文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断されるが、農業基盤整備事業により大規模な地形改変が進んだ地域においては、地形改変前の状況を知りうる資料の蓄積に努めるとともに、ほ場整備事業等の大きく地形及び景観の改変を迫る事業に対する事前の保護措置を適切に図ることが今後の課題であろう。



第8図 調査位置図（「仁尾」）

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.0×10.3	土坑	土器細片	耕作土直下、茶褐色砂粒土（地山層）に至る。遺構は出土遺物から判断して近代以降のものと推定される。
2	1.3×11.5	なし	なし	表土層直下で地山層を検出。削平を被っている。
3	1.3×13.5	なし	なし	耕作土直下で地山層を検出。削平を被っている。
4	1.2×10.6	なし	なし	農業基盤整備事業の影響により、大部分が地山面にまで大きな改変が及んでいる。遺構・遺物とも検出されず。
5	1.2×7.6	なし	土器細片	1・2トレンチと比較して農業基盤整備事業に伴う攪乱の影響が大きく、耕作土直下で遺物が少量出土したものの、遺構は検出されなかった。
6	1.2×19.2	土坑状遺構	土器細片少量	1トレンチとほぼ同様の堆積状況。土坑は径約60cm程度で土師皿の底部破片が出土している。
7	1.2×10.0	なし	なし	現地表下約90cmに厚さ10cm程度の中世期の遺物包含層が堆積しているが、その下層で遺構等は検出されなかった。
8	1.3×13.8	なし	土器細片	耕作土直下で黄褐色シルト層に至る。以前に実施された構造改善事業の影響を大きく被り、大規模な削平を受けた可能性が高い。
9	1.6×13.0	なし	土器細片	耕作土下で約50cmは攪乱層で、最終的に現地表下約78cmで地山層に至る。
10	1.3×18.2	なし	土器細片	耕作土約50cmは攪乱層で、最終的に現地表下約78cmで地山層に至る。
11	1.6×3.5	なし	弥生土器片	現地下約1mで弥生土器片を少量含む暗灰褐色砂粒土層が堆積するが、遺構等は検出されない。

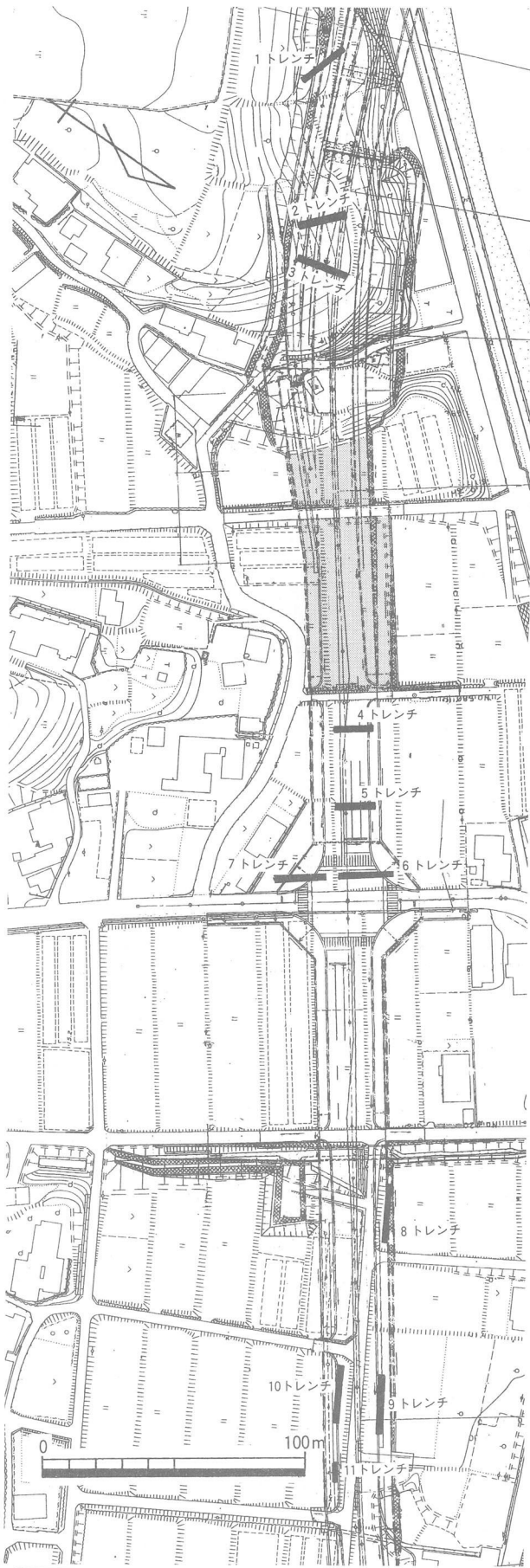
第7表 各トレンチの概要



写真16 調査前風景（1～3トレンチ）



写真17 2トレンチ全景



第9図 トレンチ配置図



写真18 6・7トレンチ全景



写真19 8トレンチ全景



写真20 9トレンチ (埋戻し状況)

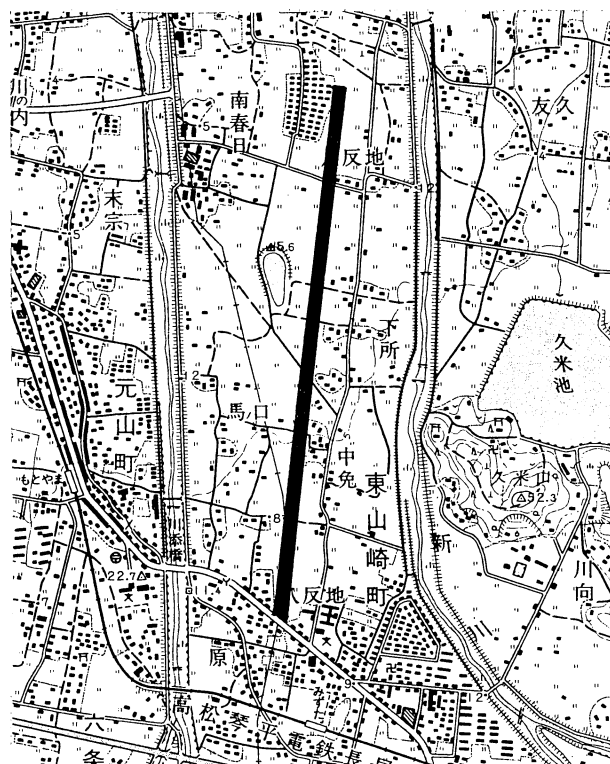
3. 高松長尾大内線

(経緯と位置)

調査対象地は高松市春日町～東山崎町にあり北は都市計画道室町新田線から、南は高松長尾大内線（長尾街道）までで、南北約1.8kmとなっている。また西に春日川、東に現在の新川があり、路線予定地の中央部分には新川の旧流路がある低地帯で、基本的にこれら河川の氾濫原である。

同路線は東讃地方～高松間の交通渋滞の緩和を図るため新規バイパス路線として計画されている。高松市内では高松東道路以南についてはすでに事業が終了している。高松東道路以北については、都市計画道室町新田線と国道11号の間は平成9年度までに分布調査・試掘調査を行い、その結果保護措置は不要と判断し、工事に着手している。

残りが今回の部分であるが、路線予定地上記のように低地帯・河川の氾濫原にあたるなど遺跡のある可能性は低いと考えられた。しかし事業面積が広大であることと、都市計画道室町新田線部分の、当路線との交点を挟んで東西部分に近接して、近世～近代ではあるが高松市教育委員会により発掘調査がなされていることを考慮して香川県高松土木事務所と協議を重ね、用地買収がほぼ終了した10月6日～8日と2月15日～16日の2回にわたり、延べ5日間で試掘調査を実施した。



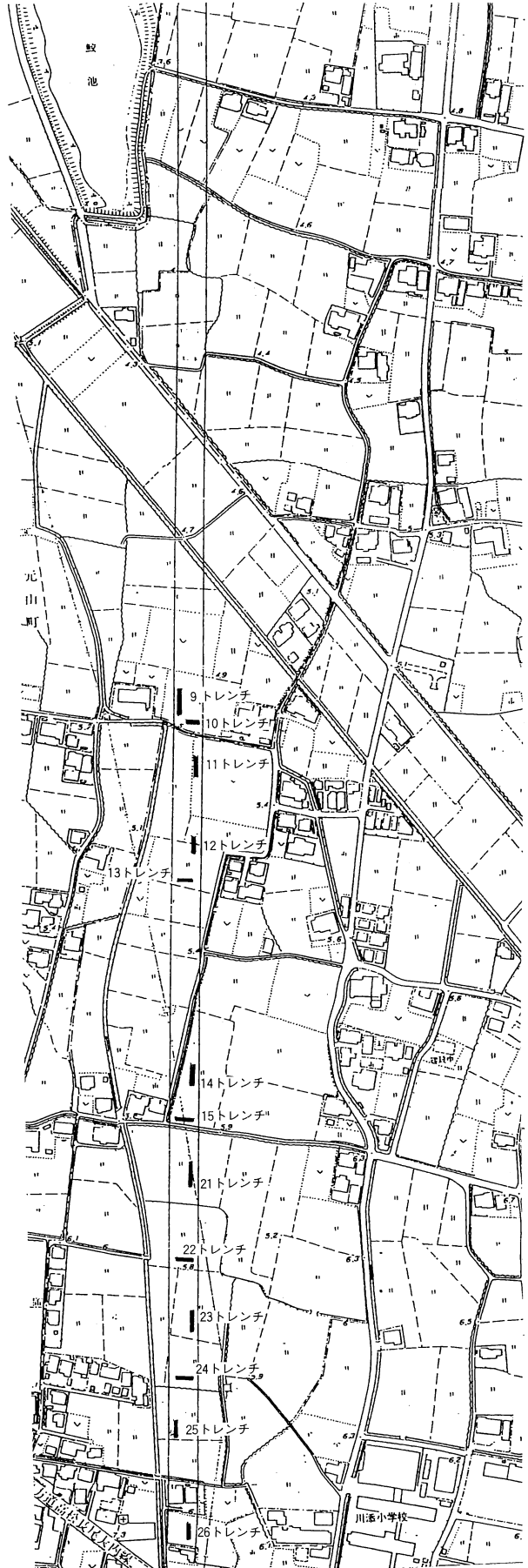
第10図 調査位置図(「高松南部」)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	10×2	なし	なし	耕作土下30cmで灰褐色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
2	5×2	なし	なし	耕作土下34cmで灰褐色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
3	5×2	なし	なし	耕作土下24cmで茶灰色砂質土層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
4	5×2	なし	なし	耕作土下40cmで茶褐色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
5	10×2	なし	弥生土器 1点	耕作土下20cmで厚さ17cmの青灰色1点粘土層に至り、弥生土器が1点出土した。この層の下は青灰色砂層で湧水を伴う。旧流路部分である。
6	10×2	なし	なし	耕作土下40cmで褐色砂層に至り湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
7	5×2	なし	なし	耕作土下22cmで暗灰色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。

第8表(1) 各トレンチの概要

番号	規模(m)	遺構	遺物	所見
8	5×2	なし	なし	耕作土下35cmで暗灰色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
9	10×2	なし	なし	耕作土下25cmで褐色砂層に至り、湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
10	10×2	なし	土釜1点	耕作土下23cmで褐色砂層に至り土釜が1点出土した。湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
11	5×2	なし	なし	耕作土下30cmで35cmの青灰色粘土層、その下に暗灰色砂層に至り湧水を伴う。旧流路部分。
12	5×2	なし	弥生土器1点	耕作土下44cmで灰褐色砂層に至り弥生土器が1点出土した。湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
13	5×2	なし	なし	耕作土下42cmで燈褐色砂層に至り、湧水を伴い鉄分が沈着。旧流路・氾濫原である。
14	10×2	なし	なし	耕作土下25cmで禮褐色砂質土層に至り鉄分が沈着。その下に青灰色砂混じり粘質土が堆積する。旧流路部分である。
15	10×2	なし	なし	耕作土下25cmで褐色砂層に至り鉄分が沈着。その下に茶褐色砂層が堆積する。旧流路部分である。
16	5×2	なし	なし	耕作土直下で褐色砂層に至り、その下に青灰色粘土層が堆積。
17	10×2	なし	なし	耕作土下60cmで湧水を伴う青灰色砂混り粘質土、その下は灰色砂層。
18	10×2	なし	なし	耕作土下80cmで湧水を伴う青灰色砂層に至る。
19	10×2	なし	なし	耕作土下40cmで湧水を伴う青灰色砂質土に至る。
20	10×2	なし	なし	耕作土直下から灰色系の粘質土と砂層の互層となる。
21	10×2	なし	なし	耕作土直下から青灰色系と褐色系の粘土と砂層の互層となる。
22	10×2	なし	なし	耕作土下から55cmは茶灰色の粘土、115cmで湧水を伴う砂層に至る。
23	10×2	なし	なし	耕作土下から100cmは粘土層。その下は湧水を伴う青灰色砂層。
24	10×2	なし	土師器1	耕作土下から100cmは灰色系の粘土。その下は湧水を伴う褐色砂。
25	10×2	なし	なし	耕作土下から100cmは褐色～灰色の粘土。その下で湧水。
26	5×2	なし	弥生土器磁器	耕作土下85cmまで暗褐色系の粘質土。さらに20cm下で湧水。

第8表(2) 各トレンチの概要



第11図 トレンチ配置図 (1/5,000)

(調査結果及びまとめ)

春日川と新川に挟まれた部分で、都市計画道室町新田線と県道高松長尾大内線（長尾街道）との間の部分で試掘調査を行った。

トレンチを合計26箇所設定したが、いずれの箇所でも耕作土の直下に茶色～灰色系の粘質土が堆積し、その下の層に褐色系の砂層あるいは青灰色粘土が堆積しており湧水を伴う。遺構は皆無で遺物も5・10・12・24・26トレンチで細片が1点ずつ出土したにとどまる。

7・8トレンチのすぐ南側は新川の旧流路部分（現在の新川はこの流路を付け替えている）があり、道路建設予定地も春日川と新川に挟まれた低地である。このことと試掘の結果から、当該地は全体に旧流路部分および氾濫原であったと考えられる。したがって、今回の協議範囲において事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置は不要である。



写真21 調査風景（6トレンチ）



写真22 6トレンチ断面

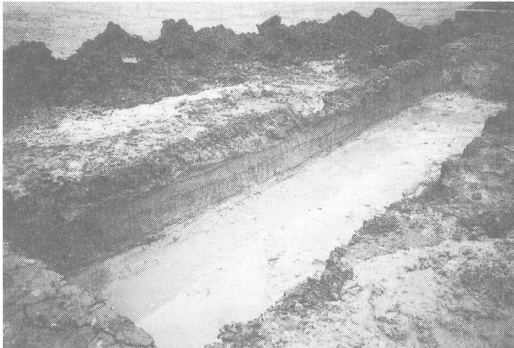


写真23 9トレンチ全景



写真24 17トレンチ全景

4. 中徳三谷高松線

(経緯と位置)

調査対象地は高松市上林町に位置し、高松平野南部に位置する独立丘陵である由良山の北側で、香川インテリジェントパーク（旧高松空港）の南側一帯に位置する。標記路線建設については、事業主体である高松土木事務所から平成9年度末に連絡を受け、平成10年度にはバイパス計画で事業面積が広大であることから、用地買収の進んだ今回調査対象地の南側で試掘調査を実施しているが、一部で弥生時代の遺構・遺物を僅かに検出したものの、遺跡としての広がりには確認されなかった。今年度に入って調査対象地予定地の用地買収が終了した旨の連絡を受けた県教委では、早急に分布調査を実施している。その結果、当該地域一帯は、戦前、旧高松空港の滑走路として利用されており、その後の構造改善事業により周辺部には残る条里地割が完全に消失しているものの、北側で接する旧空港跡地遺跡で確認されている弥生～近世にかけての集落跡が広がることはほぼ確実と判断された。

以上の分布調査結果に基づき、標記事業建設予定地については、稲刈り終了後の早い段階で試掘調査を実施することで高松土木事務所と合意に達している。なお、調査は用地買収状況の進展に伴い2回に分けて実施している。

(調査の結果及びまとめ)

調査は、北側は空港跡地遺跡の隣接地で同遺跡の検出状況から判断して遺跡が確認される状況がほぼ確実な状況であったことから、当該地を外し、第14図のとおり計10個所にトレンチを設定して実施している。各トレンチの概要は第9表のとおりである。

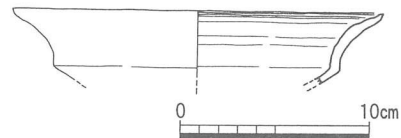
調査の結果、構造改善事業の影響を大きく受けたことが想定される7トレンチ以外の全てのトレンチで遺構・遺物を検出している。遺構は出土遺物から概ね弥生後期と中世に大別され、1・2トレンチでは明確に2面に分かれて所在し、3トレンチでは地山層の上昇に伴いほぼ1面で両時期の遺構が捉えられる。5トレンチ以南では弥生時代後期の遺構が中心となり遺構面は1面であるが、ほぼ全てのトレンチで中世の堆積層が残存しており、10トレンチでは摩滅の少ない遺物が比較的多く出土することから周辺に当該期の集落関連遺跡の所在が予想される。また、弥生時代後期の堆積層下の地山層は各ト



第12図 調査位置図（「高松南部」）



写真25 調査前風景（8～10トレンチ）



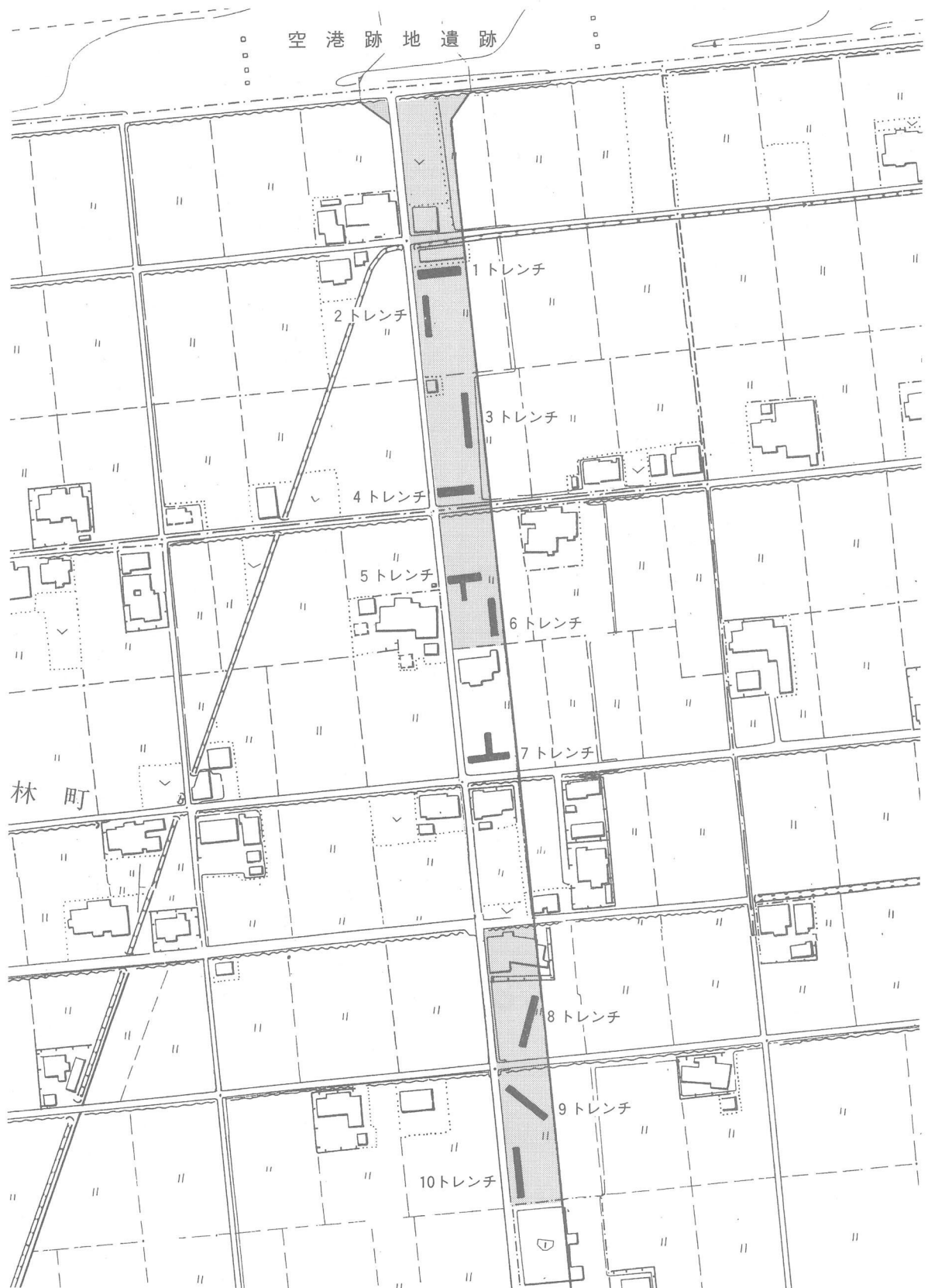
第13図 出土遺物実測図（4トレンチ出土）

レンチ毎に微細な起伏が認められ、今回検出された遺構は弥生時代後期の溝・流路等が中心であるが当該期の地理的環境を復元する上でも貴重なデータが得られることが予想される。

以上の調査結果から第14図の範囲については、今後「上林（かみばやし）遺跡」と称して文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要と判断される。また、あわせて用地買収が進んでいない範囲についても同遺跡が隣接することから今後の試掘調査が必要と判断される。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.7×16.3	溝(弥生) 柱穴跡(中世)	弥生土器細片 中世土器細片	遺構面は弥生(現地表下75cm)と中世(現地表下45cm)の2面所在する。遺構密度も比較的薄く、出土遺物はいずれも摩滅したものが多い。
2	1.7×15.7	土坑(中世) 土坑(弥生) 溝(弥生) 流路(弥生)	中世土器細片 弥生土器細片	1トレンチ同様遺構面は2面であるが、南に向かうに従い地山面の上昇がみられトレンチ南端では、両時期が1面として捉えられる。弥生期の遺構密度は比較的密である。
3	1.7×14.7	畦状遺構? 柱穴跡(以上中世)	中世土器細片	地山面の上昇に伴い弥生期の遺構面は消失する。(ただし当該期の堆積層は希薄に所在)中世の遺構面では、トレンチ断面で畦状の遺構を検出しており注意が必要。
4	1.7×13.1	溝 土坑 柱穴跡(以上弥生)	弥生土器片	3トレンチとは異なり、弥生期の遺構面が所在する。(地山面の低下によるものか)溝からは弥生後期前半の土器片が出土している。
5	1.7×8.8 1.0×10.8	柱穴跡(弥生)	弥生土器細片	検出された柱穴跡は掘立柱建物を形成する可能性が高い。なお、中世の遺構面は所在しない。
6	1.7×15.6	なし	土器細片	土層の堆積状況は、5トレンチと同様である。遺構は所在しないが安定した土層の堆積状況から、弥生期の集落跡が広がる可能性が高いと判断される。
7	1.3×14.6	なし	なし	一部で安定した土層の堆積がみられるが大半は、近代以降の埋戻し土で、湧水も激しいことから、構造改善事業の影響を大きく受けた可能性が高いと判断される。
8	1.3×16.0	溝(弥生)	弥生土器細片	遺構面は現地表下約35cmで比較的浅い。溝には摩滅した弥生土器片が若干含まれる。中世期の堆積層は薄く所在するものの、遺構面は所在しない。
9	1.3×17.7	溝 流路 土坑(以上弥生)	弥生土器片	土層の堆積状況は、8トレンチとほぼ同様であるが、遺構面は地山面の下降に伴い若干低くなる。遺構は密に所在するが、出土遺物は比較的少ない。
10	1.3×16.0	溝(弥生)	中世土器片 弥生土器片	8～9トレンチでみられた希薄な中世期の堆積層で遺物を包含するようになる。当該期の遺構は検出されなかったが、近辺に集落跡の存在が想定される。弥生期の遺構面は8トレンチよりもさらに低下し、現地表下約85cm程度になる。

第9表 各トレンチの概要



第14図 トレンチ配置図 (S=1/2,500)



写真26 2トレンチ全景

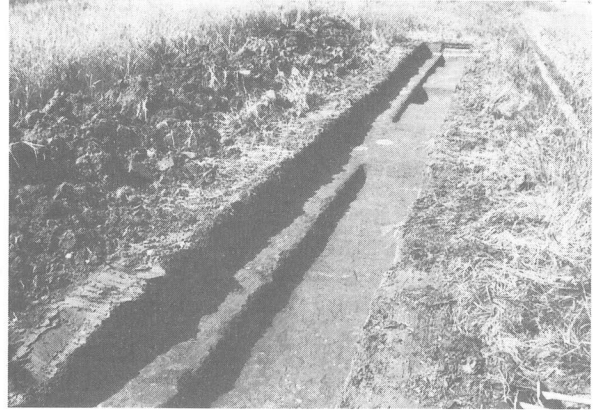


写真27 3トレンチ全景



写真28 4トレンチ全景

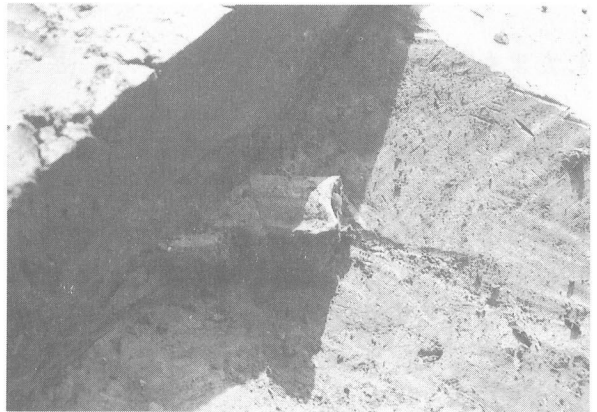


写真29 4トレンチ (遺物出土状況)



写真30 5トレンチ全景



写真31 8トレンチ全景



写真32 9トレンチ全景



写真33 10トレンチ (遺構検出状況)

第4章 国・県事業予定地内の調査

(1) はじめに

今年度の国道・県道以外の国・県事業については、国事業で四国農業試験場施設建設に伴う試掘調査を実施したほか、従来の県事業においては河川関係で丸亀市の赤山川、国分寺町の本津川の改修事業、新規事業としてたまも園増築に伴う試掘調査を実施している。

(2) 調査結果の概要

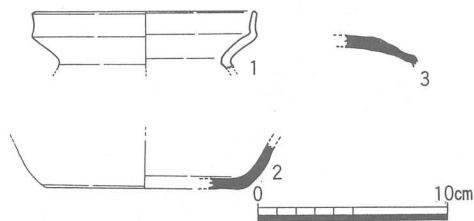
1. たまも園増築

(経緯と位置)

調査対象地は高松市田村町に位置する。昨年度末に標記施設の増築事業について、事業主体である県立病院施設・管理課から連絡を受けた県教委では、事業予定地を含めた周辺地域の埋蔵文化財包蔵地の所在状況が明らかでないこと及び事業面積が比較的広大であったことから、今年度に入って分布調査を実施している。その結果、事業対象地は、旧香東川が形成した扇状地のほぼ中央に位置し、近世以前には、香東川が北流していたであろう旧河道及び氾濫原から若干距離があるため、条里地割も残存し、中世以前の遺跡が所在する可能性が考えられた。この結果を踏まえ、再度県立病院施設・管理課と協議を行い、事業予定地の用地買収終了後に試掘調査を実施し、埋蔵文化財の保存協議に必要な資料を得ることで合意に達している。



第15図 調査位置図（「高松南部」）



第16図 出土遺物実測図

(1…3トレンチ出土, 2,3…4トレンチ出土)

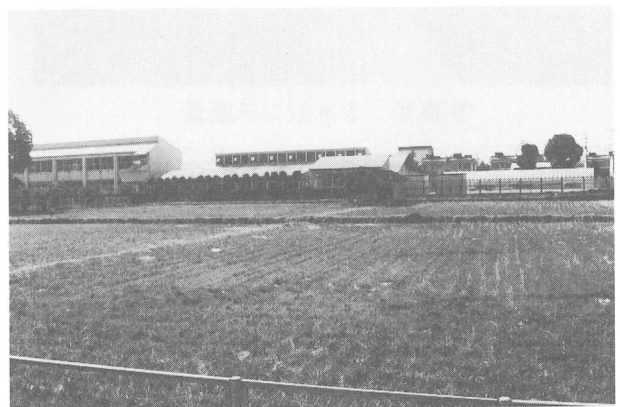
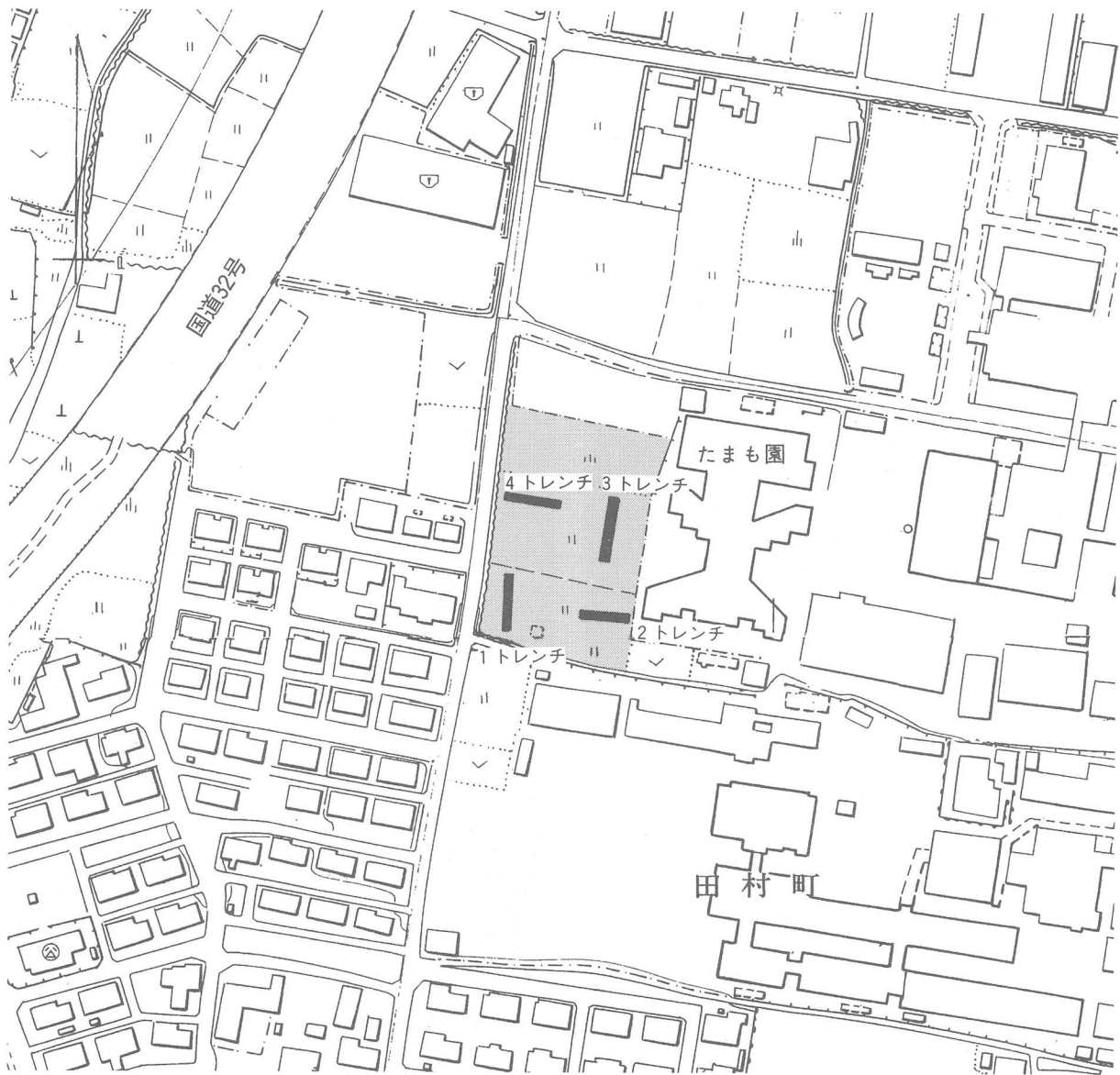


写真34 調査前風景

(調査の結果及びまとめ)

調査対象地は、条里地割は明瞭に認められるものの、周辺に中世の塚が数基所在するだけで、埋蔵文化財包蔵地の所在状況は不明な部分が多い。今回の調査では、第17図のとおり計4個所にトレンチを設定して調査を実施している。各トレンチの概要は第10表のとおりである。調査の結果、1トレンチを除く全てのトレンチで、古代末～中世段階の希薄な遺物包含層及びその下層で弥生時代後期の希薄な遺物包含層を検出している。出土遺物で図化できるものは第16図のとおりである。ただし、出土遺物量はごく僅かで、包含層に伴う遺構も全く検出されなかったことから、調査対象地内に集落跡等の遺跡が所在することは想定できない。遺物の摩滅状況から推察しても近辺に存在したであろう集落跡からの二次的な移動を受けた可能性が高いと考えられる。

以上の結果から、条里地割も残り、比較的安定した土地利用が推定され、遺物包含層の堆積もみられることから、今後周辺地域の開発事業については、適切な対応が必要であると判断されるものの、標記事業に伴う文化財保護法に伴う事前の保護措置は不要である。



第17図 トレンチ配置図 (S=1/2,500)  事前の保護措置が不要な範囲

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.5×18.2	溝2条	なし	耕作土、黄褐色砂質土、灰色シルト質土、黄灰褐色シルト質土（地山層）の土層序で検出した遺構は近現代のものである。
2	1.5×14.5	なし	土師器細片少量	現地表下約30cmで中世期の遺物包含層（厚さ約20cm）が存在するが、遺構は検出されず。深掘の結果、弥生期と推定される暗灰褐色シルト層の堆積がみられるが遺構・遺物とも確認されなかった。
3	1.5×16.3	柱穴跡2	須恵器片2点 弥生土器片少量	現地表下60cm下に中世の遺物を僅かに含む包含層が、さらに下層には弥生時代後期中葉の遺物を僅かに含む包含層が堆積するが遺構は検出されない。柱穴跡は中世の包含層上から掘り込まれていることから近世以後の所産である。
4	1.5×13.4	なし	須恵器片少量	土層の堆積状況はほぼ3トレンチと同じで、遺構は検出されない。中世期の遺物包含層は西から東への傾斜がみられ、トレンチ東端では弥生期の包含層がほぼ消滅する。

第10表 各トレンチの概要

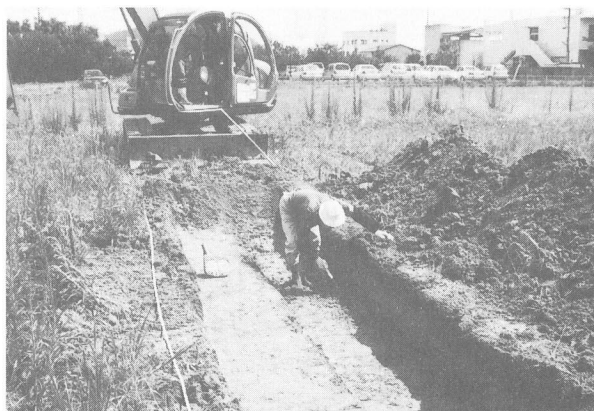


写真35 調査風景（1トレンチ）



写真36 2トレンチ全景



写真37 3トレンチ全景

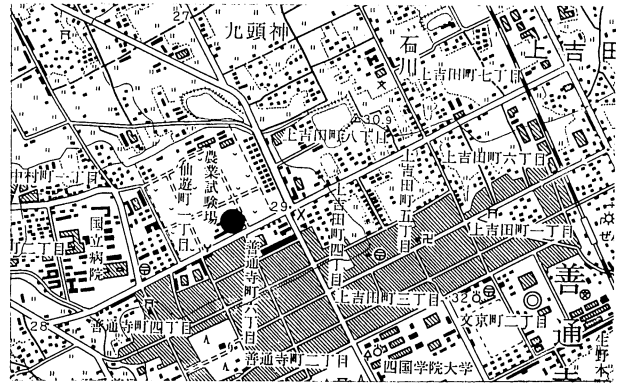


写真38 4トレンチ全景

2. 四国農業試験場施設建設

(経緯と位置)

調査対象地は善通寺市仙遊町に位置する。事業主体である四国農業試験場と県教委では、同場敷地全体が西側に位置する国立善通寺病院と同様、弥生時代～中世に至る複合遺跡で特に弥生時代には中讃地域の拠点集落として大規模な集落の存在が推定される旧練兵場遺跡内に位置することから、以前から、場内の開発事業については早期に把握することに努め、小規模な事業であっても、発掘調査を実施する等の適切な措置を図ってきている。今年度の施設建設事業は、大農機具庫及び堆肥舎建設事業で、平成8年度には当該事業計画の連絡を受けていた県教委では、事業予定地が旧練兵場遺跡内でも弥生時代～古墳時代の集落が大規模に展開することが予想された場所であったことから、事業実施前には試掘調査を実施し、その保存協議に必要な資料を得ることで合意に達していた。今年度に入って次年度以降に同事業を実施することが決定した旨の連絡を受けた県教委では再度現地確認を行い、試掘調査を実施している。



第18図 調査位置図（「善通寺」）

(調査の結果及びまとめ)

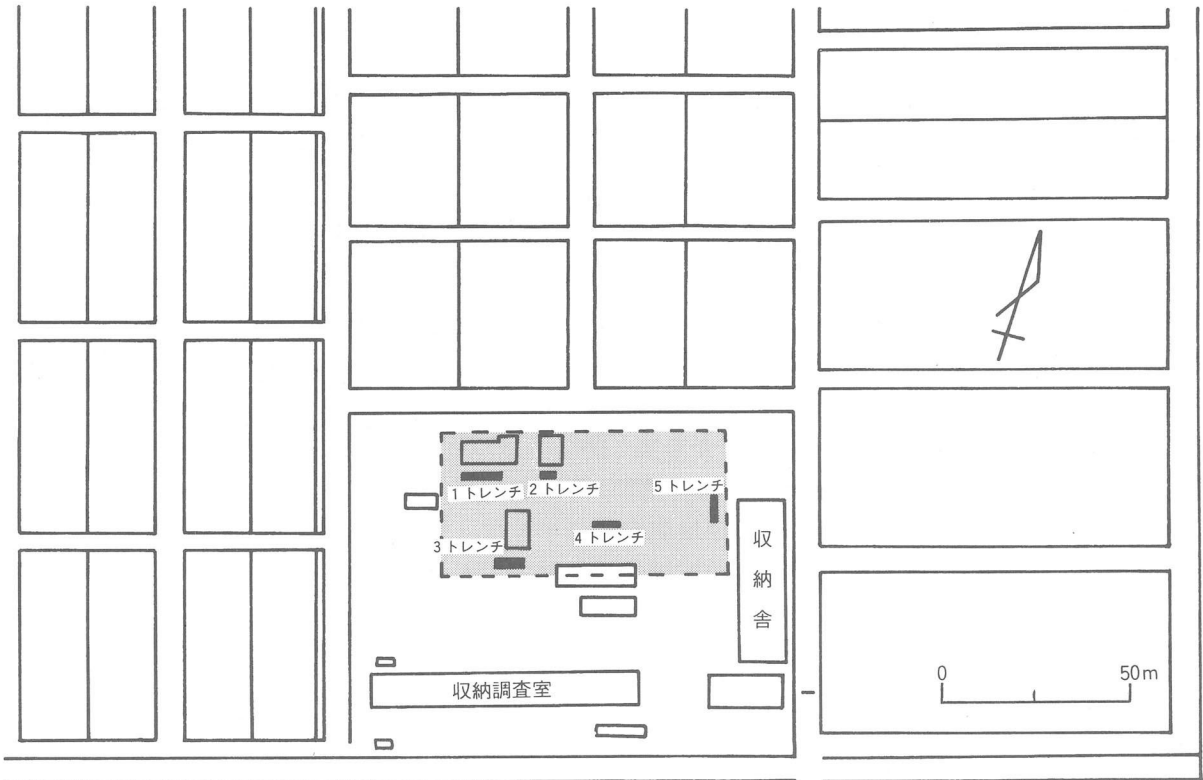
調査は第19図のとおり、計4個所に設定して実施しおり、各トレンチの概要は第11表のとおりで調査面積は約50㎡である。

ただし、調査は、事前の協議で事業は盛土による設計変更を行い、地下遺構に影響を与えない範囲で実施することがほぼ決定したことから、基本的に遺物包含層上面で掘削を止め、遺跡の埋没深度を図ることを主眼において実施している。

調査の結果、いずれのトレンチでも現地表下30～50cmの比較的浅い地点で弥生時代～古墳時代の遺物を多量に含む暗灰褐色砂質土層を確認している。遺物の包含状況から考えて、包含層下に当該期の集落関連遺構が埋没していることはほぼ確実と判断される。以上の調査所見から、第19図に示す範囲については、今後の事業実施に際して文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要と判断された。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.2×8.3	不明(包含層上面で掘削を止めたため)	中世土器片 弥生土器片	現地表下約40cmまで弥生土器片を含む攪乱盛土。弥生期の包含層は現地表下約50～60cmから堆積。
2	1.2×6.5	不明(〃)	中世土器細片 弥生土器片	現地表下約20cmまで盛土層。弥生土器片を多量に含む包含層は現地表下約40cmから検出。
3	1.2×5.5	不明(〃)	中世土器細片 須恵器片 弥生土器片	現地表から12cmは盛土層。現地表下約40cmから弥生土器片を多量に含む遺物包含層を検出。
4	1.2×6.7	不明(〃)	中世土器細片 須恵器片 弥生土器片	現地表から20cmは盛土層。現地表下約35cmから弥生土器片を多量に含む遺物包含層を検出。
5	1.2×5.7	不明(〃)	中世土器細片 弥生土器片	現地表下約20cmから弥生土器片を多量に含む遺物包含層を検出。

第11表 各トレンチの概要



第19図 トレンチ配置図 …事前の保護措置が必要な範囲



写真39 調査前風景

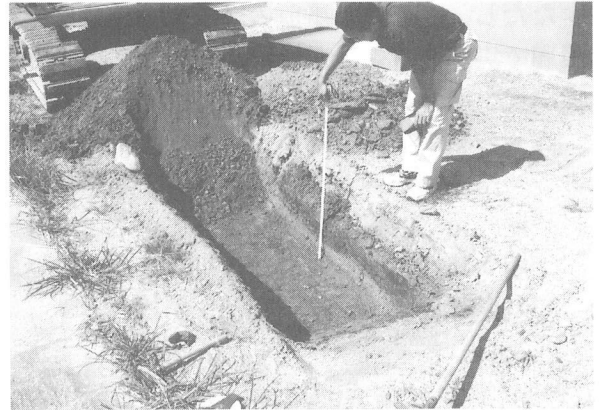
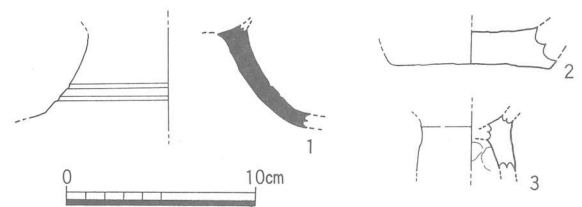


写真40 2トレンチ全景



写真41 5トレンチ全景



第20図 出土遺物実測図
(1,2… 4トレンチ出土, 3… 5トレンチ出土)

3. 赤山川改修

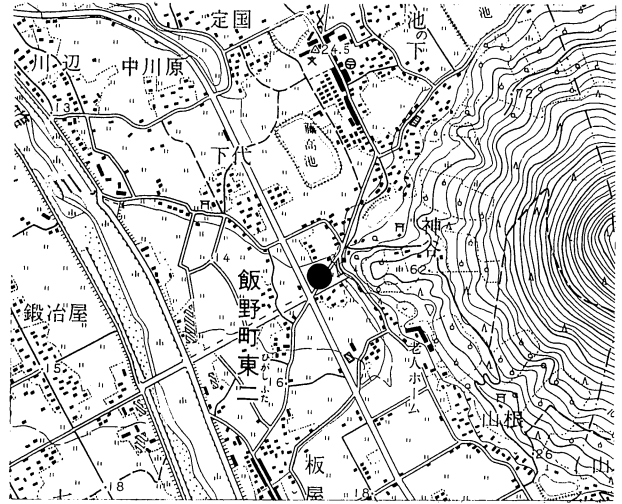
(経緯と位置)

調査対象地は丸亀市飯野町に位置する。調査地南側では、四国横断自動車道建設に伴い調査された弥生時代～中世の遺跡である飯野東二瓦礫遺跡が所在することから、事業主体である県善通寺土木事務所から事業実施計画の連絡を受けた県教委では早急に分布調査を実施している。調査の結果、飯野東二瓦礫遺跡からの地形の連続がみられたこと及び事業面積が比較的広大御であったこと、事業予定地内の耕作土中に中世頃と推定される土器片が僅かに散布していたことから、再度協議を行い、事前の試掘調査が必要であることで合意に達している。

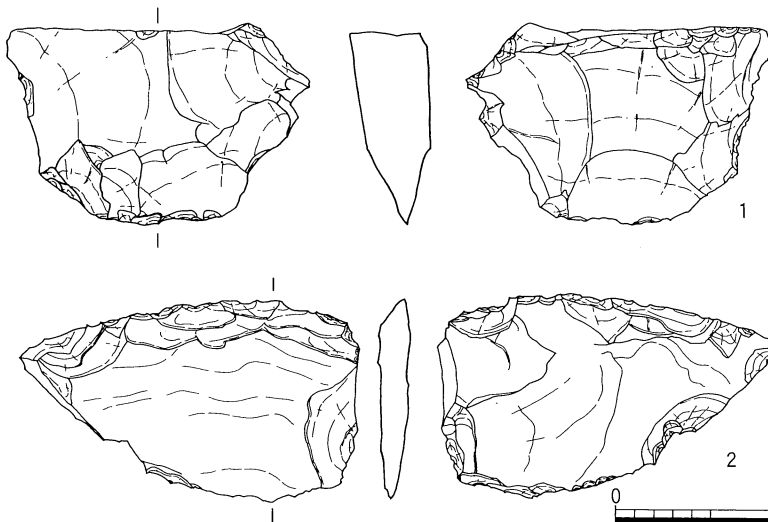
(調査の結果及びまとめ)

調査は第23図のとおり計個所に設定し実施している。調査面積は約80㎡で各トレンチの概要は第12表のとおりである。1・2トレンチでは、弥生時代と推定される暗灰褐色砂質土層の堆積がみられるが、摩滅した土器細片が少量出土したのみで遺構等は検出さえなかった。ただ、同層直下の黄茶褐色砂質土層直上から、第22図に図化した石器2点が出土している。隣接する飯野東二瓦礫遺跡の調査成果とも考えあわせると弥生時代前期と推定されるが、その他の遺物は全く検出されない。3トレンチは、削平を被り耕作土直下で地山層が検出され、4トレンチでは中世と推定される遺構が検出されたものの出土遺物は著しい摩滅を受けており時期の特定は困難である。

以上の結果から、今回の調査で飯野東二瓦礫遺跡から継続すると推定される遺物は僅かに出土するものの、関連する遺構等は検出されず、同遺跡の遺構密集度から考えると調査対象地はその縁辺部に相当すると判断された。以上の結果から、標記事業実施に伴う文化財保護法に伴う事前の保護措置は不要と判断された。



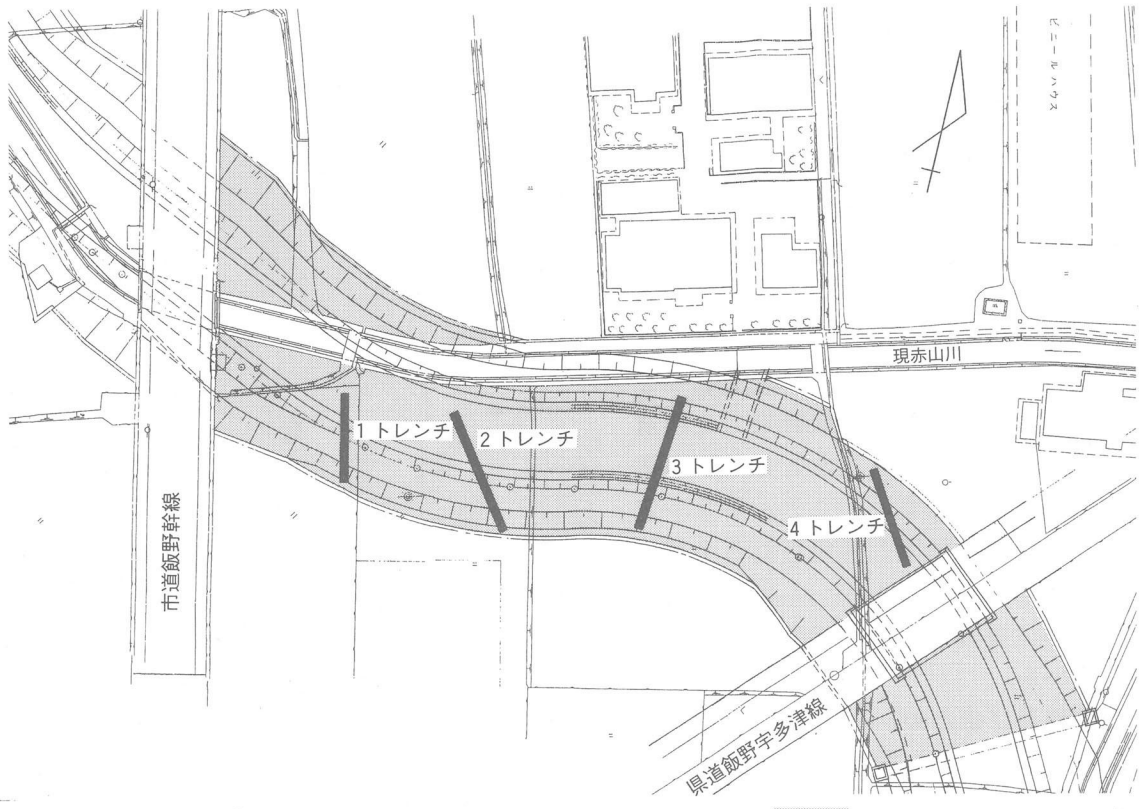
第21図 調査位置図（「丸亀」）



第22図

出土遺物実測図

(1…1トレンチ出土
2…2トレンチ出土)



…事前の保護措置が不要な範囲

第23図 トレンチ配置図 S = 1 / 1,000



写真42 調査前風景



写真43 1トレンチ全景



写真44 2トレンチ全景



写真45 3トレンチ全景

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.2×12.5	なし	石器2点 土器細片	現地表下約40cmで、厚さ約15cmの暗灰褐色砂質土層が堆積し摩滅した土器細片を含む。直下の地山（黄褐色砂質土）直上から石器が2点出土しているが、弥生前期以前のものである可能性が高い。
2	1.2×15.5	溝跡	近世土器片 弥生土器1点	ほぼ1トレンチと同様の堆積状況で、検出された溝は弥生期の包含層を掘り込み近世段階の遺物を含むことから当該期のもであろう。その他の遺構は検出されない。
3	1.2×17.3	なし	なし	耕作土直下で地山（黄褐色砂質土層）に至る。大規模な削平を受けている可能性が高い。
4	1.2×11.5	溝跡	土器細片	現地表下約60cm下に中世土器細片を僅かに含む灰褐色砂質土層が堆積するが遺構は検出されない。溝跡はさらに下層に堆積する暗灰褐色シルト層を埋土にもち、幅20cm深さ10cmと小規模である。出土遺物はなく、詳細は不明だが、弥生期のものであろう。

第12表 各トレンチの概要

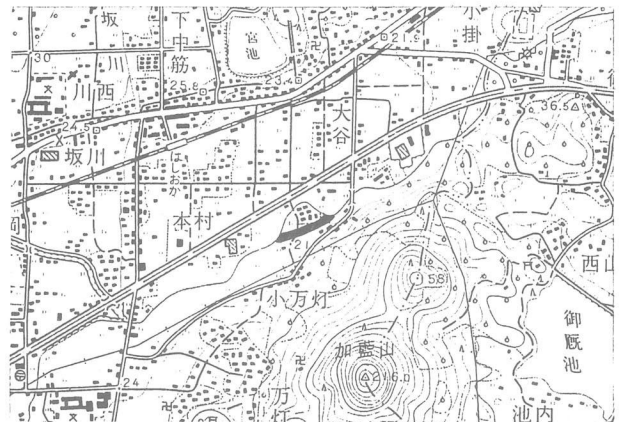
4. 本津川改修

(経緯と位置)

調査対象地は、綾歌郡国分寺町新居に位置する。これまで同事業については、下流域から随時工事が実施されており、平成7年度に実施した試掘調査の結果では、中世の集落跡（香西南遺跡）を検出している。今回の調査対象地は同河川中流域の、国分寺町内を蛇行しながら東流する地点に位置する。標記事業について事業主体である県坂出土木事務所から連絡を受けた県教委では早急に分布調査を実施している。その結果、事業予定地は同河川のバイパス区間で、事業面積が広大であること及び耕作土中に須恵器片が僅かではあるが含まれることから、再度協議を実施し、事前に試掘調査を実施することで合意に達した。

(調査の結果及びまとめ)

調査対象地は、本津川と伽藍山に挟まれた緩傾斜地で、同川が北に向かって大きく蛇行する南側一帯に位置する。調査地は現河川面との比高差は約7mあり、河岸段丘状の地形というよりはむしろ、伽藍山から派生する低位丘陵状の地形でそれを迂回するように川が蛇行していると考えられる。



第24図 調査位置図（「白峰山」）



写真46 調査前風景

調査は、第25図のとおり4個所に設定して実施しており、各トレンチの概要は第13表のとおりである。調査の結果、全てのトレンチで中世土器片を僅かに含む包含層を検出している。ただ、包含層下に遺構等は確認されず、当該期の集落跡は調査地よりさらに南側の伽藍山裾部に展開することが予想される。1トレンチで検出した流路については、土層の堆積状況から判断して弥生時代以前の可能性が高いと推定されるが、埋没深度が深く、規模も大きいことが予想されたことから肩部を検出するのみに止めた。ただし、埋土の状況からみても遺物が多量に含まれることは想定されない。

以上の結果から、調査地一帯については、調査対象地一帯は、弥生時代以降については、同川の影響を受けることの少ない比較的安定した地形形成が想定されるものの、集落跡等の遺跡が存在することは考えられない。従って第25図に示す範囲については、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断される。

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.3×14.6	流路	中世土器片 少量	現地表下約95cmで、流路の肩を検出。埋土は暗灰褐色シルトで深さは150cm。遺物は出土しなかったが、流路検出面より上で中世土器を僅かに含む灰褐色砂質土層が堆積することから、中世以前の所産であろう。
2	1.3×14.5	なし	中世土器片 少量	ほぼ1トレンチと同様の堆積状況であるが、遺構等は検出されない。
3	1.3×13.1	なし	中世土器細片	現地表下約40cm下に中世土器片を僅かに含む灰褐色砂質土層が堆積するが、遺構は検出されない。
4	1.3×25.5	なし	中世土器細片	現地表下約60cm下に中世土器片を僅かに含む灰褐色砂質土層が堆積するが、遺構は検出されない。

第13表 各トレンチの概要



写真47 1トレンチ（流路跡断面）



写真48 2トレンチ全景



第25図 トレンチ配置図 (S = 1 / 2,000)



写真49 3トレンチ全景



写真50 4トレンチ全景

第5章 農業基盤整備事業予定地内の調査

(1) 調査に至る経緯

農業基盤整備事業と埋蔵文化財の保護については、ほ場整備事業について昭和63年度より遺跡詳細分布調査対象に加え平野部及び低丘陵部における遺跡の有無・内容等を確認してきた。その経緯については平成5年度と同調査報告に詳述がある。今年度については、平成8年度から継続して埋蔵文化財の取り扱いについて随時協議を行っている県営ほ場整備事業（綾南南部地区）また、平成7年度から随時埋蔵文化財の取り扱いについて協議を実施してきた県営ほ場整備事業（白鳥上地区）で今年度も試掘調査を実施している。一方、新規事業として、国営農地防災事業の一環として、中国・四国農地防災事務所が実施している北条池改修事業についても、埋蔵文化財の保護について緊急の措置を図る必要が生じたことから事前の試掘調査を実施し、その保存協議に必要な資料を得ている。

(2) 調査の概要

<県営ほ場整備事業>

1 県営ほ場整備事業（綾南南部地区）

（経緯と位置）

調査対象地は綾歌郡綾南町大字陶字森末～向原に位置する。これまで同事業と埋蔵文化財の保護については、平成9年度から継続的に協議を実施し、事業範囲全体で6基の周知の埋蔵文化財包蔵地として認定されている窯跡が事業範囲に含まれていることが判明しているほか、同年度に実施した試掘調査では、新たに10世紀後半と推定される窯跡（平松池窯跡）を確認して



第26図 調査位置図（「滝宮」）

いる。（詳細については平成9年度同調査報告を参照）今年度に入って、事業主体である県綾歌土地改良事務所から周知の埋蔵文化財包蔵地「深池窯跡」が所在する深池の拡張改修工事及び向原地区でのほ場整備事業が本格化する旨の連絡を受けた県教委では、再度分布調査を実施するとともに、両事業について埋蔵文化財の取り扱いについて再度協議している。その結果、深池拡張改修工事については、昨年度から当初の工事計画では拡張により、窯跡が消失することがほぼ確実であったため、綾南町教育委員会、地元各位を含めて工事計画変更を含めて協議を行ってきたが、農業用水の確保等の理由からやむを得ず、同窯跡の発掘調査を行い記録保存を図ることで合意に達した。この合意を経て、記録保存を前提とした同窯跡の範囲確認及び同池内における未確認の窯跡を確認する必要が生じたため事前の試掘調査を実施している。一方、向原地区ほ場整備事業については、分布調査の結果、事業予定地に所在するため池の1つで須恵器片の散布がみられたこと及びこのため池を形成する丘陵部では弥生時代の石鏃が採集されていること、また事業面積が広大であることも含めて、事前の試掘調査が必要であると判断し、綾歌土地改良事務所と

協議の上、調査を実施している。

なお、調査にあたっては、地元地権者各位の多大な御理解・協力を得ている。

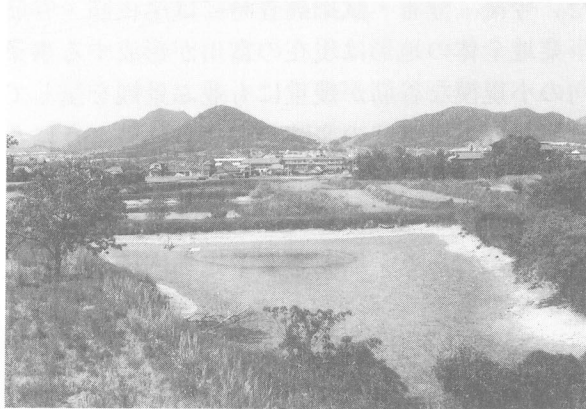


写真51 調査前風景（向原地区）



写真52 調査前風景（深池）

（調査の結果とまとめ）

調査は、向原地区については、第27図のとおり計9個所に、深池については第29図のとおり2個所にトレンチを設定して実施している。各トレンチの概要は第20表のとおりで調査面積は合計で約㎡である。調査の結果、向原地区では丘陵裾部に設定した1・2トレンチを中心に弥生時代及び中世の遺構・遺物を検出している。本来は丘陵部上を中心に広範囲に遺跡が広がっていた可能性が考えられるが、3トレンチの結果から、現在の地形景観に至るまでに大規模な削平を被り、遺跡は残存していないことが確認された。また、分布調査時に須恵器の散布がみられた山内池周辺部でもトレンチを設定して窯跡等の確認を試みたが、それに伴う遺構等は確認できなかった。分布調査時に採集した須恵器片は第30図のとおりで須恵器片の散布がみられる以上、山内池が所在する谷筋で最低1基の窯跡の所在を想定しなければならないが、今回の調査で確認されなかったことから、さらに谷奥での所在を想定しておきたい。一方、寄合池等で形成される調査対象地西側の谷筋でも須恵器片の散布はみられなかったが、計5本のトレンチ（5～9トレンチ）を設定して窯跡等の確認に努めたが、いずれも耕作土直下で黄褐色シルトの地山層が検出され遺構・遺物とも検出されなかった。以上の結果から、1・2トレンチを設定した範囲については今後「向原（むかいはら）遺跡」と称して文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要である。

また、深池窯跡は、第29図のとおり深池西岸奥に位置し、現状で窯体が池岸に露出している状態である。断面を観察した結果、窯跡の焼成床面が2面確認され、窯体の幅の広さから検討しても2基の窯跡が重複している可能性が高いと判断された。これは、これまで池内で採集された遺物に10世紀後半段階のものと、11世紀後半～12世紀段階のもの2時期の遺物がみられることと矛盾しない。一方池岸の状況から、同窯跡北側には未確認の窯跡が所在する可能性は認められなかったことから、南側に人力でトレンチを設定し遺構の検出に努めたが、表土中に同窯跡の須恵器片が数点出土するのみで新たな窯跡は確認されなかった。同窯跡の残存状況を知るために設定した2トレンチでは同窯跡を巡ると推定される溝状遺構（もしくは地山削り出し）を検出し、同窯の範囲が2トレンチ以東であることがほぼ確実になった。以上の結果から第29図に示す範囲は、前述した記録保存の必要な範囲として事業実施前に適切な措置を図る必要がある。なお、今回池内に堆積していると推定される灰原層の確認調査はしていないが、現状での池内の遺物堆積状況から推察して、良好に灰原層が遺存していることが想定される。この灰原層が残存する想定範囲についても条件が整い次第早急に確認調査を実施し、その保存協議に必要なデータを蓄積する必要がある。

なお、今回の調査を通じて、現状での遺跡分布状態が窯跡中心であることから、谷筋のみに調査の視点が行きがちになる傾向があったが、向原地区で確認されたように、丘陵部や斜面部にも弥生時代以降の生活痕跡がみられることが判明した。今後、分布・試掘調査時には尾根筋・谷筋とも同様な注意を払う必要があるだろう。また、標記事業地全体の地形は現在の富川が形成する事業地北側の東西に走る大きな谷筋に直交して南北方向の小規模な谷筋が幾重にも並ぶ景観を呈しているが、10～11世紀の段階でこの小規模な谷筋に一律して1～2基の窯跡が認められるようになる。当該時期は、富川以北の「陶窯跡群」及びそれに伴う集落跡である「西村遺跡」での集約生産体制の盛期～衰退期でもあるが、窯跡の出土品の製作技法からみても当然、前述した事象は、陶窯跡群を形成する生産集団の展開の中で捉えるべき課題である。標記事業予定地内における当該期の窯跡の展開及び動向を知る上での1つの手がかりであろう。

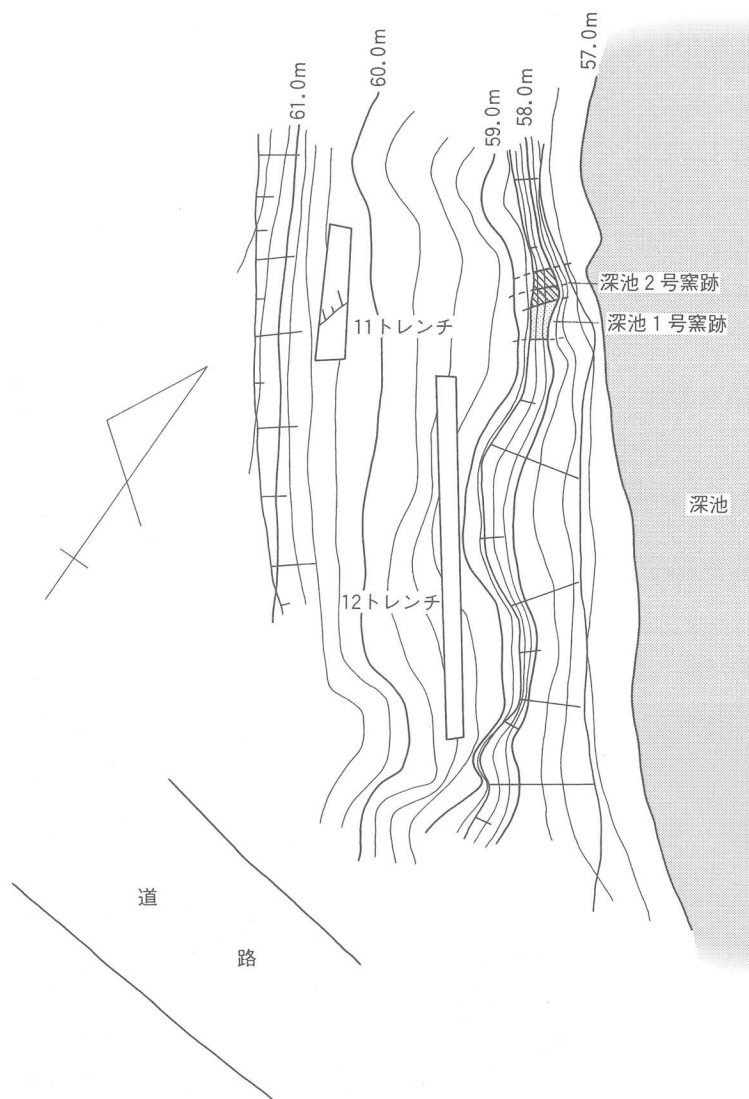


第27図 トレンチ配置図(1)

●●●●● 向原遺跡



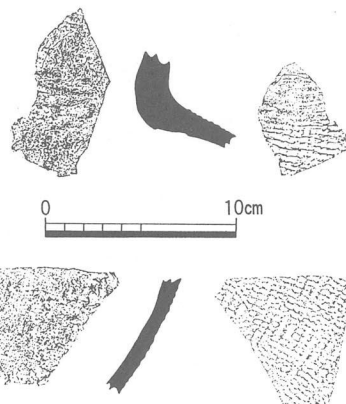
第28図 深池窯跡と周辺窯跡位置図 (S = 1 / 5,000)



第29図 トレンチ配置図 (2) S = 1 / 200



写真53 深池窯跡



第30図 山内池 (向原地区) 散布遺物実測図

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.5×12.7	柱穴跡 土坑溝	弥生土器片 サヌカイト 中世土器片	耕作土下約50cmに遺構面が所在し、出土遺物は僅かであるが弥生・中世の2時期の遺構がみられる。
2	1.5×8.5	土坑	サヌカイト	弥生期の遺構が残存するが、全体的に大きな削平を被っている。
3	1.5×15.5	なし	なし	耕作土直下で黄褐色シルト（地山層）を検出。削平を被っている。
4	1.5×10.6	なし	なし	山内池内に堆積するヘドロ層直下で黄褐色シルト（地山層）が堆積する。
5	1.5×22.8	なし	なし	4トレンチと同じ。
6	1.2×14.5	なし	なし	耕作土直下で黄褐色シルト（地山層）を検出。削平を被っている。
7	1.5×18.2	なし	なし	耕作土直下で黄褐色シルト（地山層）を検出。削平を被っている。
8	1.5×15.8	なし	なし	耕作土直下で黄褐色シルト（地山層）を検出。削平を被っている。
9	1.5×11.7	なし	なし	耕作土直下で黄褐色シルト（地山層）を検出。削平を被っている。
10	1.1×10.2	排水溝？	須恵器片	表土下約40cmで北側に向かって下降する落ちを検出。埋土からは10世紀後半段階の須恵器辺が少量出土している。窯跡側面の地山を削り出したものか、トレンチのさらに北側で立ち上がり排水溝になるのかは不明。
11	1.6×3.5	なし	須恵器片	表土下で須恵器片を少量含む黄茶色砂質土を挟んで黄褐色砂質土（地山層）に至る。遺構は検出されない。

第14表 各トレンチの概要



写真54 10トレンチ（断面）



写真55 11トレンチ全景



写真56 1トレンチ全景（遺構検出状況）



写真57 5トレンチ全景



写真58 7トレンチ全景



写真59 9トレンチ全景

2 県営ほ場整備事業（白鳥上地区中戸・原工区） （経緯と位置）

調査対象地は大川郡白鳥町白鳥字中戸及び原に位置する。これまで、標記事業と埋蔵文化財の保護については、事業主体である大川土地改良事務所と平成7年度から随時協議を行い、分布・試掘調査及び工事中の立会を行う等の適切な保護措置を図ってきた。これまでに確認した遺跡としては、成重遺跡、神越遺跡、樋端廃寺、中戸遺跡等が挙げられる。今年度は、標記事業の最終年度に当たるが、事業予定地は、湊川下流域に位置し、同川の氾濫原が広がることが想定される場所である。ただ、昨年度、調査対象地南側で実施した試掘調査では中世の集落跡（中戸遺跡）が確認されていることから、今年度事業予定地についても、事前の試掘調査を実施し埋蔵文化財包蔵地が確認された場合、その保存協議に必要な資料を得ることで事業主体と合意に達している。なお、調査にあたっては地元地権者



第31図 調査位置図（「三本松」）

各位の多大な御協力を得た。

(調査の結果とまとめ)

調査は第32図のとおり6個所に設定して実施している。調査面積は約150㎡で、各トレンチの概要は第15表のとおりである。調査の結果、調査地東端で設定した1トレンチで主に13世紀段階の遺構・遺物を検出している。出土遺物は第33図のとおりであるが、この他に包含層からではあるが青銅製の仏像が出土している。(写真62) 仏像は全長約3.8cmでその大きさから念持仏として利用された可能性が高いと推定されるが下端部に僅かに突起がみられることから、何かに取り付けていた可能性も考えられる。いずれにしても当該期の信仰や思想を知る上で貴重な資料である。一方、その他のトレンチでは、大半が耕作土直下に近い地点から明灰褐色砂礫層が検出され、湊川やその支流の新川等の影響が大きかったことが想定される。同平野部に残る条里痕跡は調査地北部の湊川下流域僅かに残るのみである現状も今回の調査成果と符号するものであろう。ただ、昨年度の試掘結果等も考慮すると今回の調査対象地内についても、現在の地形の祖形は中世段階で形成され、それ以降に小規模な集落が徐々に展開していったことが想定される。

以上の結果から、1トレンチを中心とした範囲については、通称地名をとり「藪西(やぶにし)遺跡」として文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要である。



第32図 トレンチ配置図 (S=1/4,000)

番号	規模(m)	遺構	遺物	特記事項
1	1.5×11.2	柱穴跡	中世土器片 青銅製仏像	耕作土、茶褐色砂質土、暗灰褐色砂質土（13世紀遺物包含層）、黄灰褐色シルト質土の土層序で、遺構面は耕作土下約25cmに所在する。青銅製の仏像は高さ約2.5cmで包含層からの出土である。
2	1.3×16.7	なし	須恵器片1点	耕作土下約33cmで明灰色砂礫層に至る。須恵器片は、同層からの出土でその調整痕跡から初期須恵器の可能性が考えられるが、流れ込みによる二次的な堆積遺物である。
3	1.3×11.7	なし	中世土器片1点	耕作土下約35cmで明茶灰色砂礫層に至るが、直上の暗茶褐色砂質土から14世紀頃の土師皿片が出土している。
4	1.5×14.6	なし	なし	耕作土下約25cmで明灰色砂礫層に至る。
5	1.4×11.2	なし	なし	4トレンチに同じ。
6	1.3×12.6	なし	なし	耕作土下、茶灰色砂質土を挟んで、灰色砂礫層に至る。

第15表 各トレンチの概要



写真60 1トレンチ全景

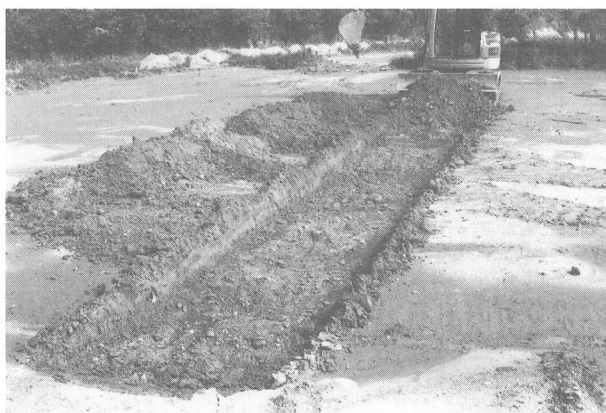
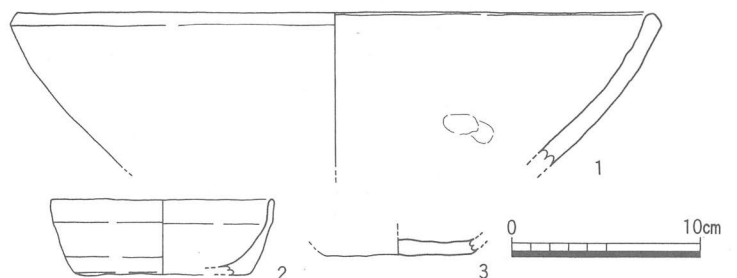


写真61 4トレンチ全景



写真62 青銅製仏像(1トレンチ出土)



第33図 出土遺物実測図

3 北条池改修 (経緯と位置)

調査対象地は綾歌郡綾南町萱原～西猿王の北条池の中である。北条池を含んだ十瓶山の周辺は古代～中世にかけての一大窯業地帯で、須恵器や瓦などを生産した窯跡が多数存在している。北条池は府中ダムにより川が堰き止められて出来た池で、かつては山の斜面であったところの現在の岸辺の斜面部を中心に10基ほどの窯跡が確認されている。

このような歴史的背景をもつ北条池の改修事業が農林水産省中国四国農政局香川農地防災事業所により計画された。県教育委員会は早速、事業所とその工事内容・工事部分について聴取を行った。その結果、北条池の北西部の萱原橋を含む周囲の堤体の改修工事と工事用進入路建設に伴う池内の土取り工事があることが判明した。

堤体改修部分については分布調査の結果、窯跡やその他の遺跡はなく慎重工事としたが、一部窯跡に近い部分に関しては、県教育委員会の職員が立会することとした。

土取り予定地は堤体改修部分の反対岸の島の南側から池の東岸にかけての地域である。面積にして約30,000㎡と広大なうえ、岸の部分に北条池1号窯・2号窯があり、灰原部分が池中に想定出来ること、水が退いたときに中世を中心とした遺物が散布している状況である。

そこで事業所と協議を行い、土取り対象部分での遺跡の有無と広がりを確認することを目的とした試掘調査を行い、遺跡の確認された部分については掘削を行わず現状保存とし、仮設道を作る部分については一時的な盛土、遺跡の確認されなかった部分のみ掘削を行うことで合意した。また窯跡が近くにある場所では、一時的な盛土であっても、その圧力により窯体に影響を与える可能性が高いので仮設道を避けるようにした。



第34図 調査位置図（「白崎山」）

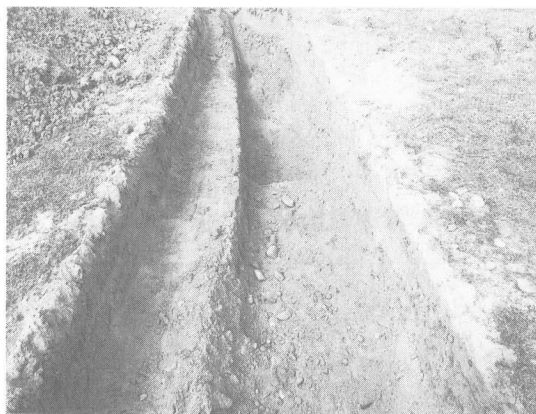


写真63 3 トレンチ全景

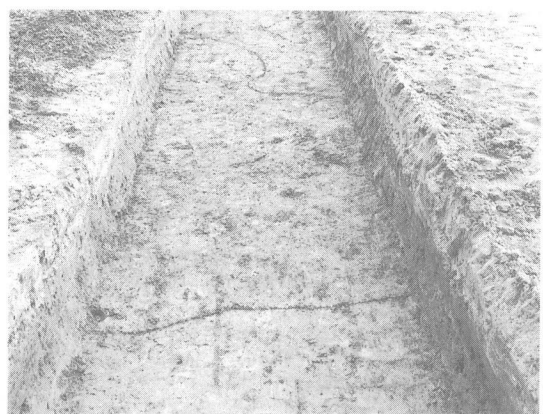
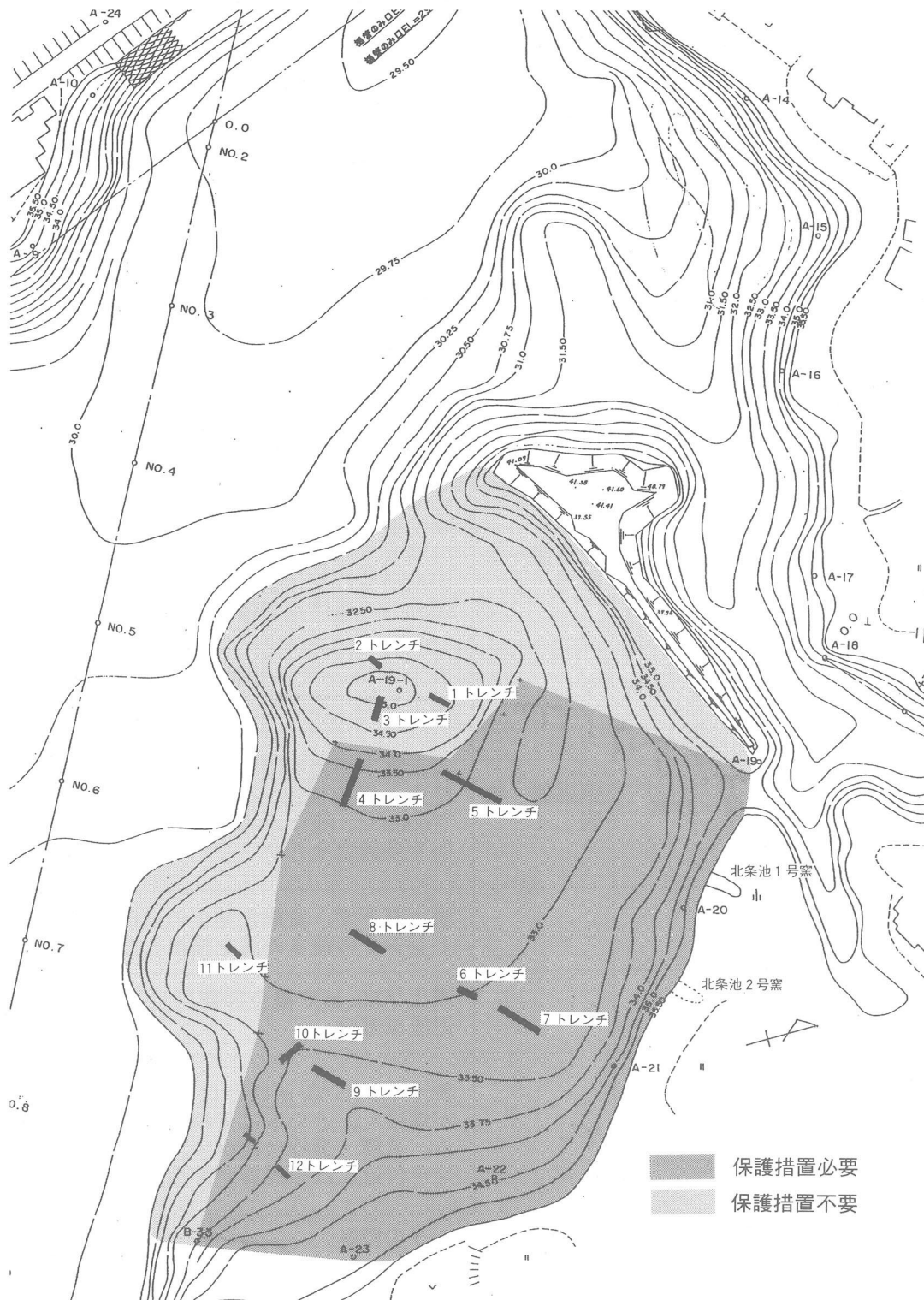


写真64 4 トレンチ遺構検出状況

番号	規模 (長×幅m)	遺構	遺物	所見
1	7×2	なし	須恵器・瓦・サヌカイト片	表土直下の暗灰色粘質土の包含層から遺物が少量出土した。表土下90cmで砂礫層に至る。
2	5×2	なし	なし	表土直下から褐色砂礫層で、全体に氾濫原あるいは旧流路と考えられる。
3	8×2	なし	須恵器	表土直下の明灰色粘質土の包含層から遺物が少量出土した。表土下55cmで砂礫層に至る。
4	16×2	土坑	須恵器・土釜	表土下50cmで茶灰色粘質土に至り、この面から掘り込んだ不整形の土坑を検出し、遺物・焼土を伴っている。
5	20×2	溝	土鍋	表土下60cmで黄檀褐色粘土層に至り、この面から掘り込んだ幅1m、深さ40cmの溝を検出した。溝内から中世の鍋が出土した。
6	6×2	なし	なし	表土下80cmで褐色砂礫層に至り湧水を伴う。旧流路・氾濫原である。
7	15×2	柱穴	須恵器・土師器	表土直下に茶灰色粘質土の包含層に至る、包含層直下は明黄色粘土の地山面となり、柱穴が検出された。また東側の丘陵部分から低地部分への変換点が検出された。
8	10×2	柱穴・土坑	なし	表土下20cmで茶褐色砂礫層に至るが、この面から掘り込まれた柱穴・土坑が検出された。
9	10×2	溝・柱穴	須恵器・鉄屑	表土直下で黄檀褐色粘質土の遺構面に至り、柱穴と溝を検出した。溝は最大幅2.6m、深さ65cmで、埋土から多量の須恵器に加え、鉄屑も多数出土した。
10	8×2	溝	なし	表土直下で、黄褐色粘土の遺構面に至り、9トレンチの続きの溝を検出した。
11	5×2	なし	なし	表土下80cmで褐色砂礫層に至る。旧流路・氾濫原部分。
12	10×2	なし	なし	表土下から60cmほどは黄檀褐色系の粘質土が堆積し、その下に黄檀褐色粘土の地山に至る。遺構・遺物は検出されなかったが、トレンチ付近には須恵器が多数散布している。

第16表 各トレンチの概要



第35図 トレンチ配置図

(調査結果及びまとめ)

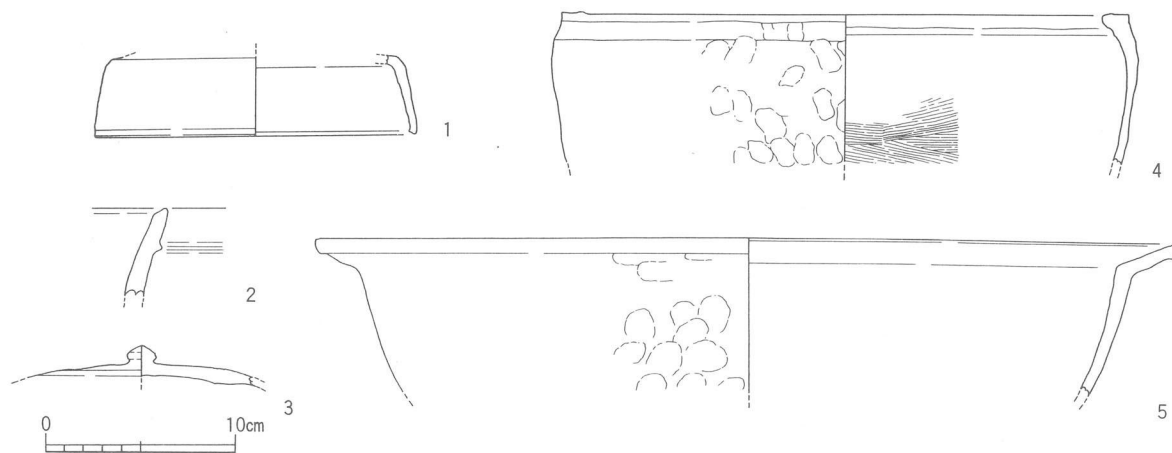
今回、試掘調査を実施した地区の東側の丘陵斜面には北条池1号窯跡・推条池2号窯跡が存在している。また試掘対象地区には土器・瓦・鉄屑が多く散布している地区(8トレンチと9トレンチの間の地区)もあり、遺跡の存在が十分に予想された。

試掘の結果、対象地の北側の島状に高まりとなっている地区(1~3トレンチ)は若干の遺物を含む包含層が検出されたが、遺構は皆無で包含層の下は砂礫層となり、旧流路あるいは氾濫原であったと考えられる。

4・5・7・8トレンチでは遺構が検出されている。9~12トレンチ部分は丘陵部分から下ってくる微高地にあたる。この部分では表土直下で遺構が検出された。特に9・10トレンチで検出された溝からは多量の遺物とともに鉄屑が量的に出土した。北条池から十瓶山にかけての一带は奈良時代~中世までの多数の窯跡が存在する一大窯業地帯であるが、これまで製鉄関係の遺構は検出されていなかった。今回の鉄屑の出土が集落内の鍛冶工房があるのか、あるいは大規模な製鉄炉が存在するのかは不明であるが、いずれにしても重要な発見といえよう。

以上のことから、今回の協議範囲において事業の実施に先立つ文化財保護法に基づく保護措置の必要な範囲(「北条池北西底遺跡」)は第35図のとおりである。

また5トレンチと8トレンチの間の地区など、今回試掘調査を行えなかった地区についても今後、さらに試掘調査を行う必要がある。



第36図 出土遺物(1/4) 1,2...3トレンチ, 3...7トレンチ, 4,5...5トレンチ



写真65 7トレンチ



写真66 9トレンチ遺構検出状況